

市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>市町村児童家庭相談援助指針</p> <p>(目次)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p>	<p>市町村児童家庭相談援助指針</p> <p>(目次)</p> <p>第1章 市町村における児童家庭相談援助の基本</p> <p>第1節 児童家庭相談援助とは P 6</p> <p>第2節 市町村における児童家庭相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）</p> <p>1. 改正の基本的考え方 P 6</p> <p>2. 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方 P 8</p> <p>第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度</p> <p>1. 子どもの最善の利益の尊重・子どもの安全の確保の徹底 P 9</p> <p>2. 児童家庭相談に対する姿勢 P 10</p> <p>3. 家庭全体の問題としての把握 P 10</p> <p>4. 初期対応や早期対応の重要性 P 11</p> <p>5. 児童家庭相談援助の体制 P 12</p> <p>第4節 児童家庭相談援助の流れ P 14</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 予防・早期発見に視点をおいた市町村活動の推進 P 15</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1. 相談・通告の受付 P 16</p> <p>2. 年齢要件 P 17</p> <p>3. 管轄 P 17</p> <p>4. 相談・通告時における対応 P 19</p> <p>5. 相談・通告後の対応 P 23</p> <p>6. 児童記録票の作成 P 23</p> <p>7. 受理会議（緊急受理会議） P 24</p> <p>第3節 調査</p> <p>1. 調査の意義 P 25</p> <p>2. 子どもの安全の確認 P 25</p> <p>3. 調査担当者 P 25</p> <p>4. 調査の開始 P 26</p> <p>5. 調査事項 P 26</p> <p>6. 調査の方法 P 26</p>

改正後	現行
	7. 調査における留意事項 P 2 6
	8. 調査内容及び調査所見の記録 P 2 7
	第4節 援助方針の決定、援助の実施、再評価
	1. 援助方針 P 2 7
	2. ケース検討会議 P 2 7
	第5節 援助活動
	1. 相談援助活動の内容 P 2 8
	第6節 施設退所後の相談・支援（アフターケア）
	1. アフターケアの概要 P 3 0
	2. 市町村が行うアフターケア P 3 0
	3. 児童相談所が行うアフターケアへの協力 P 3 1
	4. 施設が行うアフターケアへの協力 P 3 1
	第3章 相談種別ごとの対応における留意事項
	第1節 虐待相談 P 3 1
	第2節 棄児、迷子に関する相談 P 3 2
	第3節 養護相談（虐待相談を除く。） P 3 2
	第4節 障害相談 P 3 2
	第5節 非行相談
	1. 不良行為相談 P 3 3
	2. ぐ犯相談 P 3 4
	3. 触法相談の場合 P 3 4
	第6節 育成相談
	1. 育児・しつけ相談（子育て相談） P 3 5
	2. 不登校 P 3 5
	3. ひきこもり P 3 5
	第7節 保健相談 P 3 5
	第4章 要保護児童対策地域協議会
	第1節 要保護児童対策地域協議会とは
	1. 平成16年児童福祉法改正法の基本的考え方 P 3 6
	2. 要保護児童対策地域協議会の意義 P 3 7
	3. 対象児童 P 3 7
	4. 他のネットワークとの関係 P 3 8
	第2節 要保護児童対策地域協議会の設立
	1. 設置主体 P 3 8
(削除)	

改 正 後	現 行
	2. 構成員
	3. 設立準備 P 4 0
	4. 公示 P 4 2
	第 3 節 要保護児童対策地域協議会の運営
	1. 業務 P 4 2
	2. 相談から支援に至るまでの流れ P 4 5
	3. 役割分担 P 4 7
	4. 関係機関に対する協力要請 P 4 8
	第 4 節 要保護児童対策調整機関
	1. 趣旨 P 4 9
	2. 調整機関の指定 P 4 9
	3. 業務 P 4 9
	第 5 節 守秘義務
	1. 趣旨 P 5 0
	2. 守秘義務の適用範囲 P 5 0
	3. 罰則 P 5 2
	第 6 節 その他 P 5 2
第 4 章 関係機関との連携 (略)	第 5 章 関係機関との連携
	第 1 節 関係機関との連携の重要性 P 5 2
	第 2 節 都道府県（児童相談所）との関係
	1. 児童相談所の概要 P 5 4
	2. 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担・連携 P 5 5
	第 3 節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係
	1. 福祉事務所の概要 P 5 6
	2. 家庭児童相談室の概要 P 5 7
	3. 主な連携事項及び留意点 P 5 7
	第 4 節 学校、教育委員会等との関係
	1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係 P 5 7
	2. 教育委員会等との関係 P 5 8
	第 5 節 保育所との関係 P 5 9
	第 6 節 保健所・市町村保健センターとの関係
	1. 保健所の概要 P 5 9
	2. 市町村保健センターの概要 P 6 1
	3. 保健所、市町村保健センター等との連携 P 6 1

改正後	現行
第5章 統計	第7節 (主任) 児童委員との関係
	1. 児童委員の概要 P 6 2
	2. 主任児童委員の概要 P 6 2
	3. 主な連携事項 P 6 3
	第8節 児童家庭支援センターとの関係
	1. 児童家庭支援センターの概要 P 6 3
	2. 児童家庭支援センターの業務 P 6 3
	3. 主な連携事項 P 6 3
	第9節 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係
	1. 知的障害者更生相談所との関係 P 6 4
	2. 身体障害者更生相談所との関係 P 6 4
	3. 発達障害者支援センターとの関係 P 6 5
	第10節 児童福祉施設との関係
	1. 助産、母子保護、保育の実施 P 6 5
	2. 子育て支援事業の実施 P 6 5
	3. 児童福祉施設における相談援助業務 P 6 5
	4. 児童福祉施設に関する状況の把握 P 6 6
	5. 入所児童等に関する状況の把握 P 6 6
	第11節 里親との関係
	1. 里親の概要 P 6 6
2. 主な連携事項 P 6 6	
第12節 自立援助ホームとの関係 P 6 7	
第13節 警察との関係 P 6 7	
第14節 医療機関との関係 P 6 8	
第15節 婦人相談所との関係 P 6 8	
第16節 配偶者暴力相談支援センターとの関係	
1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け P 6 9	
2. 配偶者からの暴力の被害者の児童の保護における連携 P 6 9	
第17節 法務局、人権擁護委員との関係 P 7 0	
第18節 民間団体との関係 P 7 0	
第19節 公共職業安定所との関係 P 7 1	
第20節 社会福祉協議会との関係 P 7 1	
第6章 統計	

改正後	現行
<p>第1章 市町村における児童家庭相談援助の基本</p> <p>第1節 児童家庭相談援助とは</p> <p>児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）となった。</p> <p>相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる必要があり、常に子どもの最善の利益を考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。</p> <p>相談援助活動の実施に当たっては、市町村、都道府県（児童相談所など）、その他の関係機関が連携を図りつつ、それぞれの役割を適切に果たすことが必要であり、これら機関の緊密な連携なくしては、十分な活動は期待しえないことに十分留意する必要がある。</p> <p>また、児童家庭相談については、子どもに対する支援だけでは問題の根本的な解決にならず、保護者に対する助言、指導等が必要な場合が多いので、保護者も含めた支援により子どもの福祉を図るといふ観点が必要である。</p> <p>第2節 市町村における児童家庭相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）</p> <p>1. 改正の基本的考え方</p> <p>(1) 従来、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）においては、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談対応件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めること</p>	<p>第1章 市町村における児童家庭相談援助の基本</p> <p>第1節 児童家庭相談援助とは</p> <p>児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）となった。</p> <p>相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる必要があり、常に子どもの最善の利益を考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。</p> <p>相談援助活動の実施に当たっては、市町村、都道府県（児童相談所など）、その他の関係機関が連携を図りつつ、それぞれの役割を適切に果たすことが必要であり、これら機関の緊密な連携なくしては、十分な活動は期待しえないことに十分留意する必要がある。</p> <p>また、児童家庭相談については、子どもに対する支援だけでは問題の根本的な解決にならず、保護者に対する助言、指導等が必要な場合が多いので、保護者も含めた支援により子どもの福祉を図るといふ観点が必要である。</p> <p>第2節 市町村における児童家庭相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）</p> <p>1. 改正の基本的考え方</p> <p>(1) 従来、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）においては、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的</p>

改正後	現行
<p>は必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。</p> <p>(2) こうした状況を踏まえ、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成15年法律第121号。以下「平成15年<u>児福法改正法</u>」という。)により市町村が子育て支援事業を実施することとされたとともに、平成16年<u>児福法改正法</u>により、平成17年4月から、</p> <p>① <u>児童家庭相談</u>に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求めつつ、</p> <p>② <u>都道府県(児童相談所)</u>の役割を、専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援に重点化し、</p> <p>③ さらに保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど司法関与の強化を行う</p> <p>等の措置を講じ、児童家庭相談に関わる主体を増加させるとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 他方、都道府県が行う業務については、次のように規定されている(児福法第11条第1項各号)。</p> <p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業</p>	<p>ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。</p> <p>(2) こうした状況を踏まえ、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成15年法律第121号。以下「平成15年<u>児童福祉法改正法</u>」という。)により市町村が子育て支援事業を実施することとされたとともに、平成16年<u>児童福祉法改正法</u>により、平成17年4月から、</p> <p>① <u>児童家庭相談</u>に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求めつつ、</p> <p>② <u>都道府県(児童相談所)</u>の役割を、専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援に重点化し、</p> <p>③ さらに保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど、<u>司法関与の強化</u>を行う</p> <p>等の措置を講じ、児童家庭相談に関わる主体を増加させるとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。</p> <p>(3) まず、市町村が行う業務については、次のように規定されている(児福法第10条第1項各号)。</p> <p>第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと</p> <p>三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>また、市町村は要保護児童の通告先としても追加されている(児福法第25条)。</p> <p>(4) 他方、都道府県が行う業務については、次のように規定されている(児福法第11条第1項各号)。</p> <p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務</p>

改正後	現行
<p>務を行わなければならない。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、<u>市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助</u>を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。</u></p>	<p>を行わなければならない。</p> <p>一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、<u>市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助</u>を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。</p> <p>ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</p> <p>ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと</p> <p>ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。</p> <p>ホ 児童の一時保護を行うこと。</p>
<p>児童相談所は、児童の福祉に関し、上記の都道府県の業務のうち、主として<u>第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）</u>及び第二号ロからホまでに掲げる業務を行うものとされている（児福法第12条第2項）。</p> <p>2. 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方</p> <p>(1) こうした都道府県と市町村の役割分担・連携については、まず市町村は、</p> <p>① <u>第10条第1項第3号に掲げる業務（児童家庭相談に応じる等の業務）のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない</u>（児福法第10条第2項）、</p> <p>② <u>この児童家庭相談に応じる等の業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない</u>（児福法第10条第3項）</p> <p>こととされている。</p> <p>他方、都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務</p>	<p>児童相談所は、児童の福祉に関し、上記の都道府県の業務のうち、主として<u>第一号に掲げる業務及び第二号ロからホまでに掲げる業務</u>を行うものとされている（児福法第12条第2項）。</p> <p>2. 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方</p> <p>(1) こうした都道府県と市町村の役割分担・連携については、まず市町村は、</p> <p>① <u>第10条第1項第3号に掲げる業務（児童家庭相談に応じる等の業務）のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない</u>（児福法第10条第2項）、</p> <p>② <u>この児童家庭相談に応じる等の業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない</u>（児福法第10条第3項）</p> <p>こととされている。</p> <p>他方、都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の</p>

改正後	現行
<p>の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている（児福法第11条第2項）。</p> <p>(2) このように、児福法においては、都道府県と市町村の間で適切な役割分担・連携を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取組を行うことを期待するものである。</p> <p>具体的には、市町村については、</p> <p>① <u>住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や新生児訪問指導により把握した一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町村を中心に対応する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている（児福法第11条第2項）。</p> <p>(2) このように、児福法においては、都道府県と市町村の間で適切な役割分担・連携を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取組を行うことを期待するものである。</p> <p>具体的には、市町村については、</p> <p>① <u>住民等からの通告や相談を受け、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町村中心に対応する</u></p> <p>② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難なケースについては児童相談所に直ちに連絡する</p> <p>③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る</p> <p>など、自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担うことが求められる。</p> <p>(3) 他方、都道府県（児童相談所）については、こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うほか、</p> <p>① 個別のケースに関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童家庭相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行うとともに、</p> <p>② 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う</p> <p>③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子ども</p>

改正後	現行
<p>第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度 1～3 (略)</p>	<p>やその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行うことが求められる。</p> <p>(4) 都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の基本的考え方は以上のとおりであるが、児童家庭相談に関して「軽微」あるいは「専門的」と判断する具体的な基準については、市町村や都道府県の児童家庭相談体制にもよることから、当面、上記の考え方を踏まえつつ、自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、都道府県（児童相談所）が中心となって対応することを基本に、都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の具体的なあり方について十分調整を図り、児童家庭相談への対応に万全を期すことが必要である。なお、以上を踏まえ、市町村と児童相談所における相談援助活動の系統図を示すとおおむね別添1のとおりである。</p> <p>第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度</p> <p>1. 子どもの最善の利益の尊重・子どもの安全の確保の徹底</p> <p>市町村における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助することを目的とし、常に子どもの安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、子どもの最善の利益を考慮して行われることが必要である。</p> <p>特に、虐待相談などでは、子どもの意向と保護者の意向とが一致しない場合も少なくないが、このような場合には、常に子どもの最善の利益を考慮し、保護者の意向にとらわれ過ぎることなく、子どもにとってどのような援助を行うことが最も望ましいかを判断基準とすべきである。</p> <p>2. 児童家庭相談に対する姿勢</p> <p>(1) 受容的対応</p> <p>相談における基本的原理の1つが受容的対応である。相談においては、相談する人の基本的な人権を尊重し、相談する人の心理に対して、包み込むような肯定的・共感的態度である受容的対応が、極めて重要であり、相談者と援助者との信頼関係を築く上で必要不可欠なものである。</p> <p>(2) 個別的対応</p> <p>児童家庭相談に当たっては、それぞれの相談をさまざまな要素が複雑に絡みあった個別のものとして理解し、当事者の生活状況、問題解決能力等を十分理解し、その人にとって意味のある個別的な援助を行</p>

改正後	現行
<p>4. 初期対応や早期対応の重要性 (1) (略)</p>	<p>うことが必要である。</p> <p>(3) 子ども及び保護者等の意向の尊重 相談援助とは、子ども及び保護者などに対する自己洞察への援助であり、自己決定への援助でもある。したがって、相談援助過程において、個々の年齢や発達などに配慮しながら、子ども及び保護者等の意向を把握することは当然のことであり、子どもの援助方針など、援助活動における重要な決定に当たっても、その意向を尊重することが重要である。</p> <p>(4) 秘密の保持 相談に関し知り得た情報については、正当な理由がない限り、これを漏らしてはならない（地方公務員法第34条）。守秘義務については、法的根拠によるばかりではなく、信頼関係を基本とする相談援助に携わる援助者の倫理的義務でもある。 通告・送致してきた関係者からの調査、あるいはこちら側からの協力依頼に伴う情報提供に当たっては、子どもの最善の利益や相談援助活動への支障などに配慮し、可能な限り、子どもや保護者に対して十分に説明し、了解を得ておくことが望ましい。</p> <p>3. 家庭全体の問題としての把握 児童虐待、非行などの児童問題が生じる家庭は、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、経済状況、養育者の心身の状態、子どもの特性など、種々な背景を持っている場合が多いという理解が大切であり、児童家庭相談に当たっては、家庭全体の問題としてとらえることが重要である。</p> <p>4. 初期対応や早期対応の重要性 (1) 初期対応の重要性 相談・通告の中には、児童虐待のように子どもの生命に関わる問題が含まれていることから、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。 その際、来談者の相談内容（主訴）と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意する。 また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の可否等の対応方針を決定し、実施する。 なお、安全確認は、市町村職員又は当該市町村が依頼した者により、</p>

改正後	現行
<p>(2) 早期対応の重要性</p> <p>市町村においては、虐待の未然防止や早期発見を行う観点も踏まえ、<u>新生児訪問指導・乳幼児健康診査等の母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て支援事業等を実施することとする。そうした事業において把握した特に支援が必要なケースについては、必要に応じて市町村における児童家庭相談の窓口や要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）へつなげることとする</u>とともに、関係機関が把握した相談についても<u>児童家庭相談窓口や地域協議会へつなぐことを要請する</u>など、ケースの積極的な把握と相談窓口との連携を図ることにより、虐待の未然防止や早期発見につなげていくことが重要である。</p> <p>【市町村の積極的な取組の必要性】 平成15年児福法改正法により、市町村は子育て支援事業を実施することとされたとともに、平成16年児福法改正法により、児童家庭相談援助活動を行うこととされた。 また、「<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第815号。（以下「平成20年児福法改正法という」）</u>」により、<u>乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施が努力義務とされたところである。</u> これらの改正により、市町村が虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取組を行うことのできる制度が整えられたところであり、より積極的な取組が求められている。</p> <p>5. 児童家庭相談援助の体制</p> <p>(1) 必要な職員の確保</p> <p>児童家庭相談については、福祉事務所や保健センターを含め、現に市町村が一定の役割を担っているが、今後とも、児童家庭相談に的確に対応できるよう、必要な職員を確保するとともに、児童家庭相談を担当する職員及び組織としての責任者を明確にして</p>	<p>子どもを直接目視することにより行うことを基本とする。 また、児童虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であることから、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。</p> <p>(2) 早期対応の重要性</p> <p>市町村においては、虐待の未然防止や早期発見を行う観点も踏まえ、<u>乳幼児健康診査、育児支援家庭訪問事業、子育て支援事業等を実施することとする。そうした事業において把握したケースについては、必要に応じて市町村における児童家庭相談の窓口へつなげる</u>こととするとともに、関係機関が把握した相談についても<u>児童家庭相談窓口へつなぐことを要請する</u>など、ケースの積極的な把握と相談窓口との連携を図ることにより、虐待の未然防止や早期発見につなげていくことが重要である。</p> <p>【市町村の積極的な取り組みの必要性】 平成15年児童福祉法改正法により、市町村は子育て支援事業を実施することとされたとともに、平成16年児童福祉法改正法により、児童家庭相談援助活動を行うこととされた。</p> <p>この2つの法律により、市町村が虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取り組みを行うことのできる制度が整えられたところであり、より積極的な取り組みが求められている。</p> <p>5. 児童家庭相談援助の体制</p> <p>(1) 必要な職員の確保</p> <p>児童家庭相談については、福祉事務所や保健センターを含め、現に市町村が一定の役割を担っているが、今後とも、児童家庭相談に的確に対応できるよう、必要な職員を確保するとともに、児童家庭相談を担当する職員及び組織としての責任者を明確にしておくことが重要で</p>

改正後	現行
<p>おくことが重要である。 具体的には、<u>児童家庭相談担当や地域協議会の調整機関に児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職を配置する、市町村保健センターや福祉事務所（家庭児童相談室）、地域協議会の機能強化を図った上で積極的に活用する等の対応が考えられる。</u></p> <p>【児童福祉司について】 (略)</p> <p>【平成16年児福法改正法の修正】 市町村の体制整備や職員の人材の確保等については、平成16年児福法改正法において、市町村は、児福法による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないものとされていることに留意する必要がある（児福法第10条第4項）。 特に、この規定については、衆議院において全会一致で修正・追加された事項であり、その経緯を踏まえ、各市町村において、特に適切な対応が求められる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>ある。 具体的には、<u>例えば児童福祉司たる資格を有する職員を配置する、市町村保健センターや福祉事務所（家庭児童相談室）の機能強化を図った上で積極的に活用する等の対応が考えられる。</u></p> <p>【児童福祉司について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司とは、児童相談所に配置される職員であり、児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導、児童福祉施設入所への援助などを行っている。 児童福祉司として任用されるためには、大学において社会学、心理学又は教育学を専修して卒業した者であって、1年以上福祉に関する相談援助業務に従事したことがあるなど、一定の条件を満たす必要がある。（児福法第13条及び児童福祉法施行規則第6条参照） 具体的な任用資格は、別添2を参照 <p>【平成16年児童福祉法改正法の修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の体制整備や職員の人材の確保等については、平成16年児童福祉法改正法において、市町村は、児福法による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないものとされていることに留意する必要がある（児福法第10条第4項）。 特に、この規定については、衆議院において全会一致で修正・追加された事項であり、その経緯を踏まえ、各市町村において、特に適切な対応が求められる。 <p>(2) 職員の高い危機管理意識（子どもの安全確認の徹底） 児童家庭相談については、子どもの命、一生に直接関わる極めて責任ある厳しいものであることを職員一人一人が自覚し、高い危機管理意識を持ち続け、子どもの安全確認を徹底することが重要である。</p> <p>(3) 組織的対応</p>

改正後	現行
<p>(4) 児童家庭相談の質の向上 このような職責の重大性を考えれば、相談援助活動に携わる職員は、相談援助活動に必要な専門的態度、知識技術を獲得していることが必要であり、少なくとも、相談機関は研修のほか児童相談所や外部の専門家からの助言・指導を受けることなどにより職員の専門性の向上に努めなければならない。また、同時に職員自身も自己研鑽をし、専門性の向上に努めなければならない。 <u>なお、平成20年児福法改正法により、市町村職員に対する研修は、都道府県の業務とされたことから、都道府県の行う研修に積極的に参加することが必要である。</u></p> <p>(5) 関係機関の連携 相談援助活動の実施に当たっては、幅広い関係機関の取り組みが必要であり、各機関の相互の連携が極めて重要である。<u>要保護児童等（要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦をいう。以下同じ。）の適切な保護及び支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う地域協議会の活用などを通じて、各機関の連携を深めていくことが考えられる。</u> 「連携」を進めるに当たっては、それぞれの機関が ① <u>相談援助活動に関する深い理解を持ち、</u> ② <u>自らの立場や果たしうる役割を明確にし、</u> ③ <u>そうした役割や考え方を相互に共有する</u> ことが重要である。 <u>なお、地域協議会の設置及び運営等については、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成17年2月25日雇児発第0225001号）を参照されたい。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>調査に当たっては、複数の職員で行ったり、状況の把握や対応の方向性については、幅広い観点からの議論を踏まえた確実な意思決定を行うよう組織的対応の徹底が重要である。特に虐待相談や非行相談など、複雑な背景がある相談については、担当者が一人で抱え込まないことが重要である。</p> <p>(4) 児童家庭相談の質の向上 このような職責の重大性を考えれば、相談援助活動に携わる職員は、相談援助活動に必要な専門的態度、知識技術を獲得していることが必要であり、少なくとも、相談機関は研修のほか児童相談所や外部の専門家からの助言・指導を受けることなどにより職員の専門性の向上に努めなければならない。また、同時に職員自身も自己研鑽をし、専門性の向上に努めなければならない。</p> <p>(5) 関係機関の連携 相談援助活動の実施に当たっては、幅広い関係機関の取り組みが必要であり、各機関の相互の連携が極めて重要である。<u>要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（児福法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「地域協議会」という。）の活用などを通じて、各機関の連携を深めていくことが考えられる。</u> 「連携」を進めるに当たっては、それぞれの機関が①<u>相談援助活動に関する深い理解を持ち、</u>②<u>自らの立場や果たしうる役割を明確にし、</u>③<u>そうした役割や考え方を相互に共有する</u>ということが重要である。</p> <p>(6) 休日・夜間の体制 市町村は、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等と緊密に連携し、夜間、休日等の執務時間外であっても相談・通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。 例えば、当直体制の整備など、自らが通告を受けて適切な対応が取</p>

改正後	現行
<p>(7) 相談・通告窓口等の地域住民等への周知 <u>問題が深刻化する前の早い段階</u>での相談・通告等を促すため、あらゆる機会や多様な媒体を活用して、市町村における相談援助活動の内容や相談窓口等について、地域住民、関係機関等への周知に努める。また、学校などを通じて、子ども自身にこれらの内容の周知に努めることも必要である。</p> <p>第4節 児童家庭相談援助の流れ</p> <p>(略)</p>	<p>れるような体制の確保に努めるほか、夜間、休日等の執務時間外における電話等による通告の受理について、</p> <p>① 複数の市町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携し、輪番制等により担当する。</p> <p>② 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する。</p> <p>③ 児童相談所の担当区域内の市町村、都道府県の設置する福祉事務所への通告については、児童相談所に自動転送し、児童相談所において対応する。</p> <p>といった手法により対応することとし、通告受理後の対応はケースの緊急度等に応じて行うといった体制を整備することが考えられる。</p> <p>なお、児童家庭児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する場合には、通告内容に関する秘密の保持を徹底するようにすることが必要である。</p> <p>(7) 相談・通告窓口等の地域住民等への周知 <u>問題の早期段階</u>での相談・通告等を促すため、あらゆる機会や多様な媒体を活用して、市町村における相談援助活動の内容や相談窓口等について、地域住民、関係機関等への周知に努める。また、学校などを通じて、子ども自身にこれらの内容の周知に努めることも必要である。</p> <p>第4節 児童家庭相談援助の流れ</p> <p>相談援助業務の流れとしては、相談や通告を受け、当該ケースについての事実関係を整理するための調査等を行い、当該調査等の結果を踏まえ、必要な支援の内容を決定・実施し、その後のフォローを行うというものである。このことは児童相談所で受ける相談であれ、市町村で受ける相談であれ、基本的な流れは同じである。</p> <p>ただし、市町村と都道府県には、法令上の権限、具体的に実施している事業に違いがあることから、そうした役割分担を踏まえ、互いが補いつつ、子どもの最善の利益を図るための相談援助業務を実施すること必要である。</p> <p>市町村における相談援助活動は、基本的には、次のような過程を経て展開される。ただし、ケースに応じて②から④までを1つの会議で行うなど、柔軟に対応することとして差し支えない。</p> <p>① 相談・通告の受付 相談・通告を受け、問題の内容など必要な情報を把握する。ま</p>

改正後	現行
	<p>た、必要に応じて指導、助言を行う。</p> <p>② 受理会議（緊急受理会議） 受け付けたケースのうち、継続的な関与が必要なケースなどについて協議を行い、当面の方針や主たる担当者等を決定する。また、緊急に受理会議を開催する必要がある場合には、随時、緊急受理会議を開催する。 受理会議（緊急受理会議）の結果、緊急に児童相談所へ送致すべきケースについては速やかに児童相談所に送致する。</p> <p>③ 調査 引き続き市町村において対応を検討することとされたケースについては、援助方針の決定に当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。 必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。</p> <p>④ ケース検討会議 調査の結果を踏まえ、ケース検討会議を開催し、子ども、保護者に対する最も効果的な援助方針を決定する。援助方針の決定に当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。</p> <p>⑤ 市町村による援助、児童相談所への送致等 援助方針に基づき、市町村による援助、児童相談所への送致等を行う。 市町村による援助に当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。 また、市町村は、児童相談所に送致したケースに関し、地域協議会における協議等を踏まえ、必要があると認めるときは、都道府県知事又は児童相談所長に対し、立入調査や一時保護の実施に関し、通知する（送致を行う際は、その旨を送致書に明記する）。</p> <p>⑥ 援助内容の評価、援助方針の見直し及び相談援助の終結のための会議 適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。これらを実施するに当たっては、必要に応じて、地域協議会その他の関係機関ネットワークの活用を図る。</p>

改正後	現行
<p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 予防・早期発見に視点をおいた市町村活動の推進</p> <p>市町村で受理する児童家庭相談は、一般子育てに関する相談だけでなく、児童虐待、障害等継続した支援が必要な相談など多岐にわたる。特に、児童虐待は家庭内で生じ、被害を受ける子ども自らは声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に至っていることがある。その場合、改善は容易ではなく、また、その後の子どもの発育障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題や、さらには世代間連鎖等を起こす場合もあると<u>言われており</u>、相当手厚い支援が必要となる。そこで、早期発見・早期対応のみならず、発生予防に向けた取り組みを行うことが重要である。</p> <p>具体的には、乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業や<u>乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等</u>の子育て支援事業において、児童虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援活動を行うことが必要である。市町村で受理した相談から、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐ目的で、地域の一般子育て支援サービスを紹介する<u>など</u>、地域の育児支援機関につなげることも必要である。</p> <p>また、地域の実情に応じて広く関係機関等とネットワーク体制を構築した上で、保健、医療及び福祉等がそれぞれの役割を明確化し、連携を図りながら児童虐待の発生を未然に防止することが重要である。</p> <p>その他、地域住民に対して、子どもの人権尊重や児童虐待防止のための取組の必要性等について啓発していくことも併せて推進していくことが必要である。</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1. 相談・通告の受付</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 予防・早期発見に視点をおいた市町村活動の推進</p> <p>市町村で受理する児童家庭相談は、一般子育てに関する相談だけでなく、児童虐待、障害等継続した支援が必要な相談など多岐にわたる。特に、児童虐待は家庭内で生じ、被害を受ける子ども自らは声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に至っていることがある。その場合、改善は容易ではなく、また、その後の子どもの発育障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題や、さらには世代間連鎖等を起こす<u>ことがあり</u>、相当手厚い支援が必要となる。そこで、早期発見・早期対応のみならず、発生予防に向けた取り組みを行うことが重要である。</p> <p>具体的には、乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業や<u>育児支援家庭訪問事業等</u>の子育て支援事業において、児童虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援活動を行うことが必要である。市町村で受理した相談から、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐ目的で、地域の一般子育て支援サービスを紹介する<u>等</u>、地域の育児支援機関につなげることも必要である。</p> <p>また、地域の実情に応じて広く関係機関等とネットワーク体制を構築した上で、保健、医療及び福祉等がそれぞれの役割を明確化し、連携を図りながら児童虐待の発生を未然に防止することが重要である。</p> <p>その他、地域住民に対して、子どもの人権尊重や児童虐待防止のための取組の必要性等について啓発していくことも併せて推進していくことが必要である。</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1. 相談・通告の受付</p> <p>(1) 相談の受付</p> <p>市町村は児童及び妊産婦の福祉に関する問題について、家庭その他のからの相談に応じることとされており（児福法第11条第1項第2号二）、直接来所又は電話による家庭及び関係機関からの相談に応じる。具体的な相談の種類は別添3に示すとおりであり、狭義の要保護児童問題のみでなく、子どもに関する各種の相談を幅広く受け付ける。</p>

改正後	現行
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【通告であるか明らかでない場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年児福法改正法により、児福法第25条の規定による要保護児童の通告先として、従来の児童相談所及び福祉事務所に加え、新たに市町村が規定された。 また、平成16年4月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「平成16年児童虐待防止法改正法」という。）においても、児童虐待に係る通告先として市町村が新たに規定されたところである（児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第6条）。 このように市町村は、要保護児童や虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の通告先とされているところであり、また児童家庭相談援助は、初期対応が重要であることも踏まえ、通告であるのかが必ずしも明らかでない場合であっても、積極的に通告として対応するよう努めなければならない。 </div> <p>2. 年齢要件 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、</p>	<p>(2) 通告の受付 虐待相談においては特に受付段階（初期段階）の対応が重要であり、その後の対応に決定的な影響を与えることもあることを十分注意し、積極的に通告として対応するよう努めなければならない。</p> <p>要保護児童の通告については、身柄付であるか否かを問わず、その受理を拒否することはできない。</p> <p>なお、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと警察が判断した場合には、一般的には、市町村や福祉事務所ではなく、児童相談所に直接通告することとなるが、市町村又は福祉事務所は、警察からの通告を受けた場合において、その子どもについて一時保護が必要であると判断するときは、通告を受理した上で児童相談所に送致することとなる。また、児童相談所が市町村等が対応することが適当と判断する場合は、通告を受理した上で、市町村等と連携を図りつつ対応することとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【通告であるか明らかでない場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年児童福祉法改正法により、児福法第25条の規定による要保護児童の通告先として、従来の児童相談所及び福祉事務所に加え、新たに市町村が規定された。 また、平成16年4月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「平成16年児童虐待防止法改正法」という。）においても、児童虐待に係る通告先として市町村が新たに規定されたところである（児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第6条）。 このように市町村は、要保護児童や虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の通告先とされているところであり、また児童家庭相談援助は、初期対応が重要であることも踏まえ、通告であるのかが必ずしも明らかでない場合であっても、積極的に通告として対応するよう努めなければならない。 </div> <p>2. 年齢要件 市町村が対象とする児童は18才未満の者であるが、下記に留意する。</p> <p>(1) 罪を犯した14才以上の児童の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となること。</p> <p>(2) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、</p>

改正後	現行
<p>市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所、保健所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、児童相談所と連携して、出生後の対応について検討することも必要である。</p> <p><u>なお、平成20年児福法改正法により、支援を特に必要とする妊婦についても地域協議会における協議の対象となっていることから、養育支援訪問事業の中核機関等と連携して、必要な支援等が行われるようにする必要がある。</u></p> <p>3. 管轄 （略）</p> <p>(1)～(6)（略）</p>	<p>市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所、保健所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、児童相談所と連携して、出生後の対応について検討することも必要である。</p> <p>3. 管轄 児童家庭相談に係る個々のケースの具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々のケースに即した適切な判断を行う。</p> <p>(1) 相談援助活動は、子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）の居住地を管轄する市町村が原則として行う（居住地主義）。なお、居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。</p> <p>(2) 保護者の居住地が不明な棄児、迷子等は、子どもの現在地を管轄する市町村が受け付ける。両親等保護者が明らかになった場合には、前記居住地主義に則して管轄を決定する。</p> <p>(3) 警察からの通告等は、子どもの保護者の居住地にかかわらず子どもの現在地を管轄する市町村に行われるので、これを受け付けた市町村にあっては受け付け後、子どもの状況や家庭環境等について調査を行い、関係市町村等への移管の適否や移管の方法等について決定する。特に、保護者からの虐待により家出した場合等にあっては、身柄付きで移管を行うなど、子どもの福祉を最優先した判断を行う。</p> <p>(4) 子どもの居住地と保護者の居住地とが異なる場合は、子どもの福祉及び児童家庭相談窓口の利用の利便等の事情を考慮し、関係市町村等と協議の上、ケースを管轄する市町村等を決定する。</p> <p>(5) 電話による相談は、原則として子ども・保護者等の居住地を問わず、当該相談を受け付けた市町村において行い、必要に応じ管轄市町村等に紹介する。</p> <p>(6) 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図り</p>

改正後	現行
<p>(7) <u>地方公共団体をまたがって虐待対応を行っていたケースが転居した場合などで、前住所の地方公共団体にケースの取扱状況等を照会した際に、個人情報保護条例を理由に協力を拒む事例が生じ、地方公共団体間の情報の交換・共有が課題となっていた。</u> <u>このため、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号。以下「平成19年児童虐待防止法改正法」という。）」により、地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該市町村長等の情報利用に相当な理由があるときは、これを提供することができる旨が明確化された。（児童虐待防止法第13条の3）。これにより、地方公共団体間の円滑な情報交換、情報共有が図られることが期待される。</u></p> <p>4 相談・通告時における対応 (1)～(5) (略)</p>	<p>つつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児福法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、転出先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【子どもの転居時における自治体相互間の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年児童虐待防止法改正法により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体間の連携の強化」が法律上明記されたが、その具体的な内容としては、 <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働省、内閣府、文部科学省、警察庁、法務省などの関係省庁間の連携や ② 児童相談所、市町村、福祉事務所、NPO法人等の関係機関相互間の連携による横断的な施策の推進はもちろんのこと ③ 児童の転居時における自治体相互間の連携も含まれるものである。 ・ 各市町村においては、平成16年児童虐待防止法改正法の趣旨を踏まえた積極的な取り組みが求められている。 </div> <p>4. 相談・通告時における対応 (1) 相談・通告時において把握すべき事項 相談・通告時に把握すべき事項は次のとおりであるが、相談・通告</p>

改正後	現行
	<p>については、受容的対応に努め、引き続き相談等が継続できる信頼関係を構築することを重視し、かならずしも最初から全ての事項を聞き出す必要はない。</p> <p>把握できなかった事項については、以後の調査において把握するものとする。</p> <p>なお、相談・通告を受け付けるに際しては、相談・通告受付票（別添4参照）を作成する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの現在の状況（子どもの命に影響があると思われるような状況にあるのか等） ② 児童記録票に記載する事項（子どもの氏名・生年月日・住所、保護者の氏名・職業・住所、学校等、家族状況、主訴、過去の相談歴等） ③ 子どもの家庭環境 ④ 子どもの生活歴、生育歴 ⑤ 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況 ⑥ 援助等に関する子ども、保護者等の意向 ⑦ その他必要と思われる事項 </div> <p>(2) 相談・通告時において留意すべき事項</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談者の不安・緊張をほぐすような姿勢や態度で面接をはじめること。（不安緊張の除去、安心感の形成） ② 相談者ができるだけ多く話ができるよう、途中で口をさしはさまないなどの配慮を行い、相談者の言葉に共感しながら耳を傾けること。（上手な受け手としての役割） ③ 相談者の立場に立ち、「この人には何でも安心して話ができる」「問題解決に向けて真摯に考えてくれる」という相談者からの信頼感を得ること。（信頼感の獲得） ④ 事情聴取的な調査はせず、子どもや保護者等の自然な話の流れの中から必要な情報を把握すること。その際、推察で判断せず、できるだけ具体的な事実を聞くよう心がけること。（相談者の話の調子・流れを尊重した面接の実施） ⑤ 不登校・不登園相談の背景に虐待などが隠されている場合があるので、聴取すべき情報や気になる情報については省くことなく </div>

改正後	現行
	<p>収集し、総合的に判断すること。(総合的判断)</p> <p>⑥ 一時保護など緊急対応が必要な場合は、即時に児童相談所に送致すること。(即時送致の実施)</p> <p>⑦ 他機関への紹介が必要と認められた場合には、子ども、保護者等の意向を確認した上で、利用者の状況や利便性などを考慮した上で対応機関につなげること。(相談者の意向や利便性を尊重した紹介)</p> <p>⑧ 虐待通告等の場合、通告者と虐待等を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め情報源の秘匿等に十分配慮して対応すること。(秘密の保持の徹底)</p> <p>(3) 通告の場合における留意事項</p> <p>① 電話による通告の場合 電話による通告については、緊急対応の必要性が高い場合が多いので、その際には緊急の受理会議を開催して当面の援助方針を決定する。なお、学校や保育所、医療機関など関係機関からの電話通告の場合には、後日通告書を送付してもらうこと。また、学校の教職員、保育所の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者からの電話通告の場合には、これに準じた対応をとることが望ましい。</p> <p>② 通告書による場合 ア 警察からの児福法第25条による通告は、原則として文書によって行われる。この通告は子どもの保護者の居住地にかかわらず、子どもの現在地を管轄する市町村に対してなされるので、前記3(管轄)を参照すること。 イ 通告書は受理会議において検討する。</p> <p>③ 身柄を伴う通告・送致の場合 ア 一般的原則 身柄を伴う通告・送致の場合においても、原則的には直接来所の場合と同様であるが、この場合は、子どもの一時保護等緊急対応の必要性が高い場合が多いので、通告者等からの必要事項の聴取、子どもの面接等を行い、緊急の受理会議を開催し、当面の支援を決定する。その際保護者にも連絡する。 イ 棄児、迷子の受理 棄児については戸籍法上の手続きが行われているか否かを確認し、行われていない時は必ず手続きを行う。</p>

改正後

現行

戸籍法（昭和22年法律第224号）

第57条 棄児を発見した者又は棄児発見の申告を受けた警察官は、24時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならない。

2 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名をつけ、本籍を定め、且つ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調書に記載しなければならない。この調書は、これを届書とみなす。

また、警察官に保護された迷子については、警察官職務執行法上の手配が済んでいるか否かを確認する。

警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

第3条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を見つけたときは、とりあえず警察署、病院、精神病者収容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

一 （略）

二 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3～5 （略）

ウ 警察からの身柄を伴う通告への対応

警察においては、子どもの最善の利益を確保する観点から、ケースの態様等に応じて子どもにとって最適な対応に努めることとしている。特に身柄付きの通告の多くについては、専門的な指導が必要であることから、これを踏まえた対応が行われることとなる。

改正後	現行
	<p>しかしながら、市町村又は福祉事務所が、警察のもとにある子どもに関する通告を受けたときは、夜間、休日等の執務時間外であっても、なお警察に赴いてその子どもの身柄の引継ぎを受けることが原則である。</p> <p>ただし、身柄付きの通告の多くについては専門的な指導が必要であることから、市町村又は福祉事務所は、こうした警察から通告を受けた子どもについて児童相談所の関与・協力が必要であると判断するときは、児童相談所とともに対応することが必要である。</p> <p>更に、児童相談所において、直ちに一時保護をすることが著しく困難である場合には、児童相談所から警察に対して一時保護委託を行うよう依頼するといった対応が必要となることも考えられる。</p> <p>市町村においては、こうした点も踏まえ、警察との日常的な協力関係を築くよう努めること。</p> <p>(4) 受付面接</p> <p>① 受付面接の目的</p> <p>受付面接は、子ども、保護者等の相談の内容を理解し、市町村に何を期待し、また、市町村は何ができるかを判断するために行われるものである。</p> <p>子ども、保護者等が相談に来所した場合、相談への対応がすなわち受付面接となるものである。</p> <p>② 受付面接の内容</p> <p>4(1)相談・通告時において把握すべき事項と同様。</p> <p>③ 受付面接時の留意事項</p> <p>相談の受付時は子ども、保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の展開に大きな影響を与えることになる。特に虐待相談については、受付段階(初期段階)の対応が重要であり、その後の対応に決定的な影響を与えることもあることを十分注意しなければならない。</p> <p>したがって、プライバシーを確保できる個室で対応することを基本とする。また、子どもや保護者等の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応し、相互信頼関係の樹立をめざすこととし、事情聴取的な調査は避け、子ども、保護者等の自然な話の流れの中から必要な情報を把握する。</p> <p>(5) 相談・通告時における指導等</p>

改正後	現行
<p>(6) その他 守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、同法第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条、児福法第25条の6）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>必要に応じ、相談・通告時において把握した事項を踏まえ、指導等を行う。 継続的に市町村において相談援助活動を行う必要がある場合には、今後の相談援助方法についての説明を行う。 また、他機関への紹介が必要と認められる場合には、子ども、保護者等の意向を確認の上、電話で紹介先に連絡をとる等利用者の利便を十分図ること。</p> <p>(6) その他 守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第2項、同法第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条、児福法第25条の6）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。</p> <p>5. 相談・通告後の対応</p> <p>(1) 緊急の対応が必要な場合 相談・通告を受けた者は、当該ケースについて、児童虐待相談等、緊急に一時保護が必要など児童相談所に送致することが必要と判断した場合は、緊急受理会議を開いて当面の方針を検討すること。なお、一時保護の必要性の判断基準については、平成11年3月29日児企発第11号「子ども虐待対応の手引き」に示されている緊急保護の要否判断に関するアセスメントフローチャート（別添5参照）を、児童相談所への送致書については、別添6を参照のこと。</p> <p>(2) その他の場合 緊急の対応まで必要としない場合については、相談・通告を受けた者は、児童記録票に聴取した事項のほか、面接所見やその際行った助言等の内容を記入し受理会議に提出すること。</p> <p>(3) 通告を受けた子どもに必要な支援が行われたときは、その結果を通告者に連絡することが望ましい。</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) 市町村が行う相談援助業務は、相談員が個人として行うものではなく、行政機関として行う業務である。相談援助の方針や見直し、あるいは相談員の不在時の対応や異動の場合など、そのケースに関する記録がないと適切な対応ができない。そのため、ケースの概要や相談援助過程が理解できる児童記録票（別添7参照）を作成し、管理・保管することが必要である。</p> <p>(2) 児童記録表は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成</p>

改正後	現行
	<p>する。妊婦からの相談のうち子どもが出生後に要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録表を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。</p> <p>(3) 相談員は、受付面接など相談援助を終了後、時間を置かず、児童記録票に面接過程で聴取した必要事項のほか、相談者の態度や表情、相談員のとった助言、それに対する反応などについて、援助経過がよい悪いに関係なく、ありのままに事実を正確かつ簡潔に記載する。</p> <p>(4) 児童記録票の保存期間 児童記録票の保存期間については、その取扱いを終了した日から原則として5年間とするが、児福法第25条の7により、児童相談所に送致した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする等、個々のケースや性質に応じて、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定する。</p> <p>7. 受理会議（緊急受理会議）</p> <p>(1) 受理会議（緊急受理会議）の目的 受理会議の目的は、受け付けたケースについて協議し、主たる担当者、調査及び診断の方法、安全確認（児童虐待防止法第8条、児福法第25条の6）の時期や方法、一時保護の要否等を検討するものである。 なお、来談者の相談内容（主訴）と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合もあるので、受理会議ではこれらについても十分検討を行う。</p> <p>(2) 受理会議（緊急受理会議）の方法 受理会議は、会議のケースに応じ、参加者を考え、適時に開催する。このほか虐待通告への対応など緊急に受理会議を開催する必要がある場合には随時、緊急受理会議を開催する。 会議は、必ずしも関係者が集合して打ち合わせをする必要はなく、電話で協議を行うなど、柔軟に対応する。また、特に緊急を要する場合は、受理会議を経ることなく調査を開始するなど、子どもの安全の確保を最優先した対応をとる必要がある。 会議の参加者はケースに応じて判断することとなるが、地域協議会の構成員の参加を求めるなど、多角的な見地からの検討が可能な体制を整えることが重要である。 ケースの中には比較的軽易な検討で済むものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営に心がける。</p>

改正後	現行
<p>第3節 調査 1 (略)</p> <p>2. 子どもの安全の確認 虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて重要である。 平成19年の児童虐待防止法改正法により、児童虐待に係る通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずることを義務づけられている。 このため、子どもの安全確認を行う際には、子どもに会って確認することを基本とする。保護者の協力が得られない等の理由により、安全確認ができない場合は、児童相談所による立入調査の実施も視野に入れつつ、児童相談所に連絡し、連携を図りつつ対応する。 また、当該ケースが行政権限の発動を伴う対応が必要な状況になっているか否かを定期的な訪問等を通じて確認するものとする。なお、観察に当たっては、観察の客観性、精度の向上を図るため、複数の職員が立ち会うことが望ましい。 なお、平成19年児童虐待防止法改正法により、必要に応じ、市町</p>	<p>会議の経過及び結果は受理会議録に記載し、保存する。 会議の結果に基づき、当面の方針や主たる担当者、調査及び診断の方針、一時保護の要否等を決定する。</p> <p>第3節 調査 1. 調査の意義 調査は子ども、保護者等の状況等を知り、それによってその子ども、保護者等にどのような援助が必要であるかを判断するために行われるものであり、相互信頼関係の中で成立するものである。 通告者の情報だけでは事実関係が不明確な場合、学校や保育所、児童委員、近隣等、その子ども及び家庭の事情等に詳しいと考えられる関係者、関係機関と密接な連絡をとる等、迅速かつ的確な情報収集に努めることにより早期対応を図る。 したがって、事情聴取的な形ではなく、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行う。 調査のための面接がそのまま指導のための面接の場となることも多いので、社会福祉援助技術の基本的原理の一つである「非審判的態度」に心がけ、信頼関係の樹立に努める。</p> <p>2. 子どもの安全の確認 虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて重要である。 平成16年児童虐待防止法改正法により、児童虐待に係る通告を受けたときは、「市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努める」とされたところである。 このため、子どもの安全確認を行う際には、子どもに会って確認することを基本とする。保護者の協力が得られない等の理由により、安全確認ができない場合は、児童相談所による立入調査の実施も視野に入れつつ、児童相談所に連絡し、連携を図りつつ対応する。また、当該ケースが行政権限の発動を伴う対応が必要な状況になっているか否かを定期的な訪問等を通じて確認するものとする。なお、観察に当たっては、観察の客観性、精度の向上を図るため、複数の職員が立ち会うことが望ましい。</p>

改正後	現行
<p><u>村又は福祉事務所の長は、出頭要求、調査・質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると認めるものを児童相談所長（都道府県知事）に通知することとされている。</u></p> <p>3～5 （略）</p> <p>6. 調査の方法</p> <p>調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱等による方法があるが、いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として子どもと保護者の了解を得てから行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。</p> <p>ただし、虐待通告等で、対応に緊急を要し、かつ調査等に関し保護者等の協力が得難い場合は、この限りでない。</p> <p>なお、市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。</p> <p>① 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は</p>	<p>3. 調査担当者</p> <p>虐待相談の場合、調査に対する客観性の確保が特に強く求められること、保護者等の加害の危険性があること等から、調査に当たっては複数の職員が対応する等、柔軟な対応に努める。</p> <p>4. 調査の開始</p> <p>調査の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定する。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りでない。</p> <p>5. 調査事項</p> <p>調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、第2節4(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。</p> <p>なお、これらは、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定めることが必要である。</p> <p>6. 調査の方法</p> <p>調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱等による方法があるが、いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として子どもと保護者の了解を得てから行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。</p> <p>ただし、虐待通告等で、対応に緊急を要し、かつ調査等に関し保護者等の協力が得難い場合は、この限りでない。</p> <p>なお、<u>児童福祉法第29条及び児童虐待防止法第9条に規定する立入調査については、都道府県知事（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長）の権限により行うものであり、立入調査が必要なケースについては児童相談所に送致すること。</u></p>

改正後	現行
<p><u>第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。</u></p> <p>② <u>当該児童のうち児童虐待防止法第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、児童虐待防止法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。</u></p> <p>7. 調査における留意事項 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関の職員等との面接も重要である。特に、虐待相談等の場合、子どもや保護者等との面接だけでは正確な事実関係の把握が困難な場合も多いので、<u>地域協議会を積極的に活用するなど、幅広い情報収集に努める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>8. 調査内容及び調査所見の記録 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにし、<u>子どもや保護者等の言動のほか、調査担当者が指導した事項についても記載する。</u> 調査担当者は必ず調査に基づく調査所見を児童記録票に記載する。 なお、この調査所見は<u>援助方針作成や平成19年児童虐待防止法改正法により導入された、裁判官に対する臨検・捜索許可状請求のための資料となる場合もある</u>ことに留意しつつ記載することが必要である。</p> <p>第4節 援助方針の決定、援助の実施、再評価 (略)</p>	<p>7. 調査における留意事項 (1) 子どもや保護者等との面接等による情報の収集については、できる限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行う。 (2) 子どもの家庭、居住環境、地域社会の状況、所属集団における子どもの状況等の理解については、訪問による現地調査により事実を確認する。 (3) 聞き取りなど情報提供の協力を求めた者に対しては、個人情報の保護の徹底を求めること。特に近隣住民に協力を求める際にはこの点について十分な配慮が必要である。 (4) 関係機関の職員等との面接も重要である。特に、虐待相談等の場合、子どもや保護者等との面接だけでは正確な事実関係の把握が困難な場合も多いので、<u>幅広い情報収集に努める。地域協議会の活用も有効である。</u> (5) 直接調査することが困難な場合又は確認を要する場合等には、文書等により照会する。</p> <p>8. 調査内容及び調査所見の記録 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。 子どもや保護者等の言動のほか、調査担当者が指導した事項についても記載する。 調査担当者は必ず調査に基づく調査所見を児童記録票に記載する。なお、この調査所見は<u>援助方針作成のための資料となる</u>ことに留意しつつ記載することが必要である。</p> <p>第4節 援助方針の決定、援助の実施、再評価 1. 援助方針 援助方針は、相談のあったケースについて、具体的にどのような支援</p>

改正後	現行
<p>第5節 相談援助活動</p> <p>1. 相談援助活動の内容 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>をするのかを示すものであり、調査の結果をもとに、ケース検討会議において決定されるものである。</p> <p>2. ケース検討会議</p> <p>(1) ケース検討会議は、調査の結果に基づき、子どもと保護者に対する最も効果的な相談援助方針を作成、確認するために行う。また、現に援助を行っているケースの終結、変更等についても検討を行う。 なお、ケース検討会議は地域協議会（個別ケース検討会議）と一体のものとして開催することができる。</p> <p>(2) ケース検討会議は、検討すべき内容に基づき、その参加者を考え、適時に開催すること。 なお、ケースの中には比較的軽易な検討で済むものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。</p> <p>(3) 援助内容の決定に当たっては、子どもや保護者等に対して十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。</p> <p>(4) 援助方針は、ケース検討会議の結果に基づきケースの担当者が作成する。</p> <p>(5) 会議の経過及び結果はケース検討会議録に記入し、保存する。</p> <p>(6) 会議の結果を踏まえ、必要なケースについては、地域協議会（実務者会議）で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応していくこととする。</p> <p>第5節 相談援助活動</p> <p>1. 相談援助活動の内容</p> <p>市町村の子どもに関する相談・通告への対応としては、(1)市町村自らが中心となって対応するものと(2)他機関にケースを送致するものの2つに大きく分かれる。</p> <p>(1) 市町村自らが中心となって対応するもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【助言指導】</p> <p>① 助言指導とは、1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する支援をいう。</p> <p>② 助言指導は、子どもや保護者等の相談内容を十分理解し、必要な資料の収集等を行い、予測し得る経過について十分見通しを立てて行う。</p> </div>

改正後	現行
	<p>③ 助言指導は、対象、目的、効果等を考慮し、電話、文書、面接等適切な方法を工夫し行う。</p> <p>④ 助言指導は保健師を含め、児童家庭相談担当機関の相談員等の職員によって行われるが、必要に応じ、他の職員や医師等の専門家と十分協力する。</p> <p>⑤ 助言指導を行う際は、子どもや保護者等の精神的、身体的状態等を十分考慮し、現実的かつ具体的な指導を行う。</p> <p>⑥ 電話により助言指導を行う際は、その長所及び限界に十分留意し、場合によっては、面接等の方法をとる。</p> <p>⑦ 助言指導を行った場合は、その内容を児童記録票に記載し、ケース検討会議等において確認を受けるとともに、その効果について、検証する。</p> <p>【継続指導】</p> <p>① 継続指導とは、継続的な支援が必要な子どもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワークやカウンセリング等を行うものをいう。この中には指導キャンプ等も含まれる。</p> <p>② 継続指導を行う場合には、ケース検討会議においてその必要性、方法及び担当者等について慎重に検討する。</p> <p>③ カウンセリング等を行う場合には、医師、保健師、臨床心理士等との連携に留意し、それぞれの原理や留意事項にのっとり行う</p> <p>④ 担当者の決定は指導の目的、経過等により適切に行う。</p> <p>⑤ 継続指導の経過は児童記録票に記載し、指導終結の際はその効果について関係者で協議するとともに、ケース検討会議で十分な検討を行う。</p> <p>【他機関の紹介】</p> <p>① 他の専門機関において、治療、指導、訓練等を受けること等関連する制度の適用が適当と認められるケースについては、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関を紹介する。なお、この場合紹介先の機関の状況を子どもや保護者等に十分説明する。</p> <p>② 他機関の紹介を行う場合には、電話で紹介先に連絡をとる等利用者の利便を十分図り、援助に万全を期する。また、紹介後においても紹介先と十分な連携を図る。</p>

改正後

(2) 他機関にケースを送致するもの

【児童相談所への送致】

① (略)

② このほか、出頭要求、調査・質問、立入調査又は一時保護の実施が必要と判断されるケースについても児童相談所長（都道府県知事）に権限があることから、児童相談所へ送致する。

【知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導】

① 福祉事務所を設置している市町村において、必要があると認めるときは、当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させなければならない（児福法第25条の7第1項第2号）

② (略)

【助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告】

(略)

第6節 施設退所後の相談・支援（アフターケア）

1. アフターケアの概要

子どもが施設や里親から家庭等に戻った場合でも、全ての問題が解決されているわけではない。施設を退所した子どもが、その後安定した生活を継続していくためには、家族や関係者の支援が必要となる。

現行

(2) 他機関にケースを送致するもの

【児童相談所への送致】

① 以下の子どもは児童相談所に送致する（児福法第25条の7第1項第1号、同条第2項第1号）。児福法第27条の措置については別添8を、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定については別添9を参照。

ア 児福法第27条の措置を要すると認める者

イ 医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者

② このほか、一時保護、強制立入調査が必要と判断されるケースについても児童相談所に権限があることから、児童相談所へ送致する。

【知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導】

① 福祉事務所を設置している市町村において、必要があると認めるときは、当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させなければならない（児福法第25条第1項第2号）

② 福祉事務所を設置していない町村において、子ども又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要があると認めるときは、当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致しなければならない（児福法第25条の7第2項第2号）。

【助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告】

福祉事務所を設置していない町村において、助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、それぞれその実施に係る都道府県知事に報告しなければならない（児福法第25条の7第2項第3号）

第6節 施設退所後の相談・支援（アフターケア）

1. アフターケアの概要

子どもが施設や里親から家庭等に戻った場合でも、全ての問題が解決されているわけではない。施設を退所した子どもが、その後安定した生活を継続していくためには、家族や関係者の支援が必要となる。

改正後	現行
<p>例えば、乳幼児の場合は、保育所の優先入所の配慮や、<u>養育支援訪問事業</u>等の保護者に対する継続的な子育て支援により、<u>家庭の養育力の向上</u>を図ることが必要である。また、年長の子どもが新しい生活環境の下で就学や就職をする際には、新たな人間関係を構築することなどに 対し不安感を抱えており、相談や見守り等の支援が必要となる。</p> <p>また、就学や就職に子ども本人が意欲的であっても、家庭等に問題がある場合には、息切れ現象が起きるおそれがある。</p> <p>社会生活の場面での些細なつまずきが、その後の安定した生活を妨げることも多いので、アフターケアの体制を整備することが重要である。</p> <p>2. 市町村が行うアフターケア</p> <p>市町村は、児童相談所からの連絡を受け、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるよう、必要に応じて、地域協議会の活用などにより、子どもに対し相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援や経済的支援を行い家族が抱えている問題の軽減化を図ることにより、子どもの生活環境の改善に努める。</p> <p>施設を退所した子どもが退所後直ちに社会的に自立することは容易ではなく、関係機関と連携を図りつつ、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の支援を行っていくことが必要である。関係機関との連携については<u>第4章</u>を参照のこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>4. 施設が行うアフターケアへの協力</p> <p>平成16年<u>児童福祉法</u>改正法により、施設の業務として退所した子ども</p>	<p>例えば、乳幼児の場合は、保育所の優先入所の配慮や、<u>育児支援家庭訪問事業</u>等の保護者に対する継続的な子育て支援により、<u>家庭の養育力の向上</u>を図ることが必要である。また、年長の子どもが新しい生活環境の下で就学や就職をする際には、新たな人間関係を構築することなどに 対し不安感を抱えており、相談や見守り等の支援が必要となる。</p> <p>また、就学や就職に子ども本人が意欲的であっても、家庭等に問題がある場合には、息切れ現象が起きるおそれがある。</p> <p>社会生活の場面での些細なつまずきが、その後の安定した生活を妨げることも多いので、アフターケアの体制を整備することが重要である。</p> <p>2. 市町村が行うアフターケア</p> <p>市町村は、児童相談所からの連絡を受け、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるよう、必要に応じて、地域協議会の活用などにより、子どもに対し相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援や経済的支援を行い家族が抱えている問題の軽減化を図ることにより、子どもの生活環境の改善に努める。</p> <p>施設を退所した子どもが退所後直ちに社会的に自立することは容易ではなく、関係機関と連携を図りつつ、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の支援を行っていくことが必要である。関係機関との連携については<u>第5章</u>参照のこと。</p> <p>3. 児童相談所が行うアフターケアへの協力</p> <p>児童相談所は、子どもが施設を退所した後、必要に応じて児童福祉司指導等の措置（<u>児福法</u>第27条第1項第2号）をとることができる。この措置は、子ども又はその保護者を対象としたものであり、ケースの内容に応じて適当な児童福祉司が担当となり、家庭環境の調整や人間関係の調整等を行うものである。</p> <p>このような場合、市町村は、児童相談所と十分な連携を図り、児童相談所によるアフターケアをサポートするとともに、児童相談所によるアフターケア終了後の継続的な支援体制についても検討する必要がある。</p> <p>4. 施設が行うアフターケアへの協力</p> <p>平成16年<u>児童福祉法</u>改正法により、施設の業務として退所した子ども</p>

改正後	現行
<p>に対するアフターケアも明記された。施設が独自に退所した子どものアフターケアを行う場合は、ケース内容も十分把握できているので、問題等への対応も的確に行うことができる。</p> <p>実際には施設が自ら直接ケースに対応する機会が多いと思われるが、事前に施設から市町村に対し照会等が寄せられることがある。このような場合には施設と十分な連携を図り、適切に対応することが求められる。</p> <p>第3章 相談種別ごとの対応における留意事項 (略)</p>	<p>に対するアフターケアも明記された。施設が独自に退所した子どものアフターケアを行う場合は、ケース内容も十分把握できているので、問題等への対応も的確に行うことができる。</p> <p>実際には施設が自ら直接ケースに対応する機会が多いと思われるが、事前に施設から市町村に対し照会等が寄せられることがある。このような場合には施設と十分な連携を図り、適切に対応することが求められる。</p> <p>第3章 相談種別ごとの対応における留意事項 第1節 虐待相談</p> <p>虐待及び虐待と思われる相談を受け付けた場合には、次のような点について調査、検討し、必要に応じて児童相談所や保健所等と協議を行いつつ、地域での支援の可否等について判断し、対応すること。</p> <p>また、市町村で対応する場合においても、一時保護や医学的・心理学的な判定が必要なケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所の技術的援助や助言を求めること。また、子どもの保護の緊急性が高い場合には、児童相談所に速やかに送致するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全確認調査（一時保護の可否） ② 施設入所等の可否 ③ 親族の養育の可否 ④ 心理・医学面等での判定の可否 ⑤ 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターの利用の可否 ⑥ （主任）児童委員の協力の可否 ⑦ 地域の子育て支援の可否 ⑧ 生活保護等の経済的支援の可否 ⑨ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否 <p>また、児童相談所で対応しているケースで見守りなどが必要な場合には、地域協議会等を通じて地域での見守りを実施すること。施設入所しているケースで家庭復帰が見込まれ、その環境調整やアフターケアなどが必要な場合には、児童相談所などに協力して対応すること。</p> <p>なお、児童虐待の定義、虐待ケースへの支援の特質、保護者への対応等虐待相談に関する基本的な留意事項については、別添10参照。</p> <p>第2節 棄児、迷子に関する相談</p> <p>遺棄された子どもや迷子に関する相談を受け付けた場合には、警察に連絡し、その身元などについて調査・捜索を依頼すると共に、保護者が見つ</p>

改正後	現行
	<p>からないなど一時保護が必要な場合には、児童相談所に送致する。</p> <p>第3節 養護相談（虐待相談を除く。） 保護者の死亡、家出、失踪、入院、離婚などの理由により、養護相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。必要と判断した場合には、児童相談所の技術的援助や助言を求めること。 施設への措置が必要な場合など市町村では対応できないと判断した場合には、児童相談所に送致すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一時保護の要否 ② 施設入所等の要否 ③ 親族の養育の可否 ④ 保育所の利用の可否 ⑤ （主任）児童委員の協力の可否 ⑥ 地域の子育て支援の可否 ⑦ 生活保護等の経済的支援の可否 ⑧ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否 <p>なお、施設入所しているケースで家庭復帰が見込まれ、その環境調整が必要な場合には、児童相談所などに協力して対応すること。</p> <p>第4節 障害相談 肢体不自由、知的障害、発達障害等の障害相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域で保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携して支援していくことの可否について判断し、対応すること。また、一時保護、心理・医学等判定、施設への通所・入所が必要なケースなどは、児童相談所と協議を行い、これを児童相談所に送致すること。 なお、主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある子ども又は知的障害のある子ども並びにその保護者からの相談については、既に、これらの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を行う事業（障害児相談支援事業）が行われているところである（児福法第6条の2第10号）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一時保護の要否 ② 施設入所等の要否 ③ 心理・医学面等での判定の要否 ④ 保育所の利用の可否 ⑤ 通園施設等の利用の可否

改正後	現行
	<p>⑥ 発達障害者支援センターの利用の可否 ⑦ 学校・就学指導委員会等の教育機関との連携 ⑧ 地域の子育て支援の可否 ⑨ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否</p> <p>第5節 非行相談 犯罪を犯した14歳以上の子どもについては、警察や家庭裁判所が対応することとなるため、基本的には①不良行為のある子ども、②ぐ犯行為のある子ども及び③14歳未満の触法行為のある子どもが相談の対象となる。</p> <p>1. 不良行為相談 不良行為とは、飲酒、喫煙、家出や深夜はいかいなど、刑罰法令に触れないのはもちろん、ぐ犯行為にも当たらないような程度の非行のことである。不良行為は、これを繰り返すことにより非行を深化させ、犯罪行為等に発展するおそれがあるので、早期に適切に対応することが大切である。 不良行為に関する相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。相談の過程で非行内容が触法行為やぐ犯行為に該当することが判明し、かつ専門的な対応を必要としている場合などには、児童相談所と十分協議し、速やかに児童相談所に送致すること。また、犯罪行為を行っていたことが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。</p> <p>① 一時保護の要否 ② 心理・医学面等での判定の要否 ③ 警察・学校等の関係機関との連携 ④ その他保健・福祉・医療等のサービスの活用の可否</p> <p>2. ぐ犯相談 ぐ犯行為とは、度重なる家出や深夜はいかい、暴走族や暴力団関係者など不道德な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱など、将来刑罰法令に触れる行為を行うおそれがある問題行動のことである。 (少年法第3条第1項第3号参照) ぐ犯行為に関する相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。指導困難なケース、一時保護、心理・医学等の判定、施設入所を必要とするケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相</p>

改正後	現行
	<p>談所に送致すること。また、犯罪行為を行っていたことが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一時保護の要否 ② 施設入所等の要否 ③ 心理・医学面等での判定の要否 ④ 警察・学校等の関係機関との連携 ⑤ その他保健・福祉・医療等のサービスの活用の可否 <p>3. 触法相談の場合</p> <p>触法行為とは、刑罰法令に触れるものの子ども本人が14歳未満であるため刑事責任は問われない行為のことである。(少年法第3条第1項第2号)なお、子どもが14歳以上であれば犯罪行為となり、この場合は警察や家庭裁判所が対応することとなる。</p> <p>触法行為に関する相談を受け付けた場合においては、家族と協力の上で再発防止に努めるとともに、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。指導困難なケース、一時保護、心理・医学等の判定、施設入所などを必要とするケースなど、より高度で専門的な対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に送致すること。また、触法少年に共犯者がいることが判明した場合等には、警察と十分協議し、対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全確認調査（一時保護の要否） ② 施設入所等の要否 ③ 心理・医学面等での判定の要否 ④ 警察・学校等の関係機関との連携 ⑤ その他保健・福祉・医療等のサービスの活用の可否 <p>第6節 育成相談</p> <p>1. 育児・しつけ相談（子育て相談）等</p> <p>育児・しつけ相談（子育て相談）を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援を行うこと。また、適正相談を受け付けた場合には、学校や公共職業安定所等の関係機関等との連携について検討し、必要な支援を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① （主任）児童委員の協力の可否 ② 地域の子育て支援の可否 ③ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>2. 不登校 不登校相談を受け付けた場合には、教育機関と十分な連携をとった上で、次のような点について検討し、地域での支援の可否について判断し、対応すること。一時保護、心理・医学面等での判定、施設入所が必要なケースなど、より高度な専門性を必要としている場合には、児童相談所に送致する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全確認調査（一時保護の可否） ② 施設入所等の可否 ③ 心理・医学等での判定の可否 ④ （主任）児童委員の協力の可否 ⑤ 適応学級などの活用の可否 ⑥ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否 <p>3. ひきこもり ひきこもり相談を受け付けた場合には、一般的に年齢が高く長期化しているケースが多いため、高度で専門的な対応を必要としていることから、基本的には児童相談所や精神保健福祉センター等に連絡すること。ただし、市町村相談機関での助言・指導や地域の子育て支援で援助が可能な場合には対応すること。</p> <p>第7節 保健相談 保健相談を受け付けた場合には、次のような点について検討し、地域での支援を行うこと。複雑な問題を抱えているような困難ケース、より高度で専門的な対応を必要としているようなケースについては、保健所、医療機関等の技術的援助や助言を求めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 心理・医学等での判定の可否 ② 地域の子育て支援の可否 ③ その他保健・福祉・医療サービスの活用の可否 <p>第4章 要保護児童対策地域協議会 第1節 要保護児童対策地域協議会とは 1. 平成16年児童福祉法改正法の基本的考え方 (1) 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、</p>

改正後	現行
	<p>① 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化</p> <p>② 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要である。</p> <p>(2) このため、平成16年児童福祉法改正法においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う地域協議会を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) こうした改正により、</p> <p>① 関係機関のはざままで適切な支援が行われなかったケースの防止や、</p> <p>② 医師や地方公務員など、守秘義務が存在すること等から個人情報の提供に躊躇があった関係者からの積極的な情報提供が図られ、要保護児童の適切な保護に資することが期待される。</p> <p>特に、地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されることである。</p> <p>(4) なお、平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられていないが、こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であることから、その法定化等の措置が講じられたものである。また、参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とされていることとされているところである。これらの経緯を踏まえ、</p>

改正後	現行
	<p><u>市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</u></p> <p>2. <u>要保護児童対策地域協議会の意義</u> <u>地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点がある。</u></p> <p>① <u>要保護児童等を早期に発見することができる。</u> ② <u>要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。</u> ③ <u>各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。</u> ④ <u>情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の中で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。</u> ⑤ <u>関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。</u> ⑥ <u>情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。</u> ⑦ <u>関係機関等が分担をシェアして個別のケースに関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。</u></p> <p>3. <u>対象児童</u> <u>地域協議会の対象児童は、児福法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。</u></p> <p>4. <u>他のネットワーク等との関係</u> <u>3のとおり、地域協議会の対象児童は、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。</u> <u>少年非行問題を扱うネットワークとしては、地域協議会の他に、学校・教育委員会が調整役となっているネットワークや、警察が調整役となっているネットワークも存在するが、これら3つのネットワークは、それぞれ、中心となって活動する機関やケースに取り組む際の視点・手法が異なっていると思われる。実際に少年非行ケースを扱う際には、ケースごとにその子どもが抱える問題に最も適切に対応できるネットワークを活用することが望ましいことから、地域協議会として</u></p>

改正後	現行
	<p>も、日頃から、他のネットワークとの連携・協力を努めるものとする。 <u>なお、これら3つのネットワークの構成メンバーは重複する場合も少なくないと思われることから、地域の実情を踏まえつつ、運営の効率化を図るとともに、地域住民に使い勝手の良いものとなるよう適切に対応すること。</u></p> <p><u>また、各種の子育て支援事業を有効に活用し、子どもや家庭に適切な支援を行う観点から、子育て支援事業の調整を行う子育て支援コーディネーターの確保・育成を図るとともに、日頃から、同コーディネーターとの連携・協力を努めておくことが必要である。</u></p> <p><u>第2節 要保護児童対策地域協議会の設立</u></p> <p><u>1. 設置主体</u></p> <p>(1) <u>地域協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）等も含まれる。</u></p> <p>(2) <u>地域協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じて複数の市町村が共同で設置することも考えられる。</u> <u>なお、こうした複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。</u></p> <p><u>2. 構成員</u></p> <p><u>地域協議会の構成員は児福法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。</u> <u>なお、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。</u></p> <p><u>【児童福祉関係】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局 ・児童相談所

改正後	現行
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>福祉事務所（家庭児童相談室）</u> ・<u>保育所（地域子育て支援センター）</u> ・<u>児童養護施設等の児童福祉施設</u> ・<u>児童家庭支援センター</u> ・<u>里親</u> ・<u>児童館</u> ・<u>民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員</u> ・<u>社会福祉士</u> ・<u>社会福祉協議会</u> 【<u>保健医療関係</u>】 ・<u>市町村保健センター</u> ・<u>保健所</u> ・<u>地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会</u> ・<u>医療機関</u> ・<u>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師</u> ・<u>精神保健福祉士</u> ・<u>カウンセラー（臨床心理士等）</u> 【<u>教育関係</u>】 ・<u>教育委員会</u> ・<u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校等の学校</u> 【<u>警察・司法関係</u>】 ・<u>警察署</u> ・<u>弁護士会、弁護士</u> 【<u>人権擁護関係</u>】 ・<u>法務局</u> ・<u>人権擁護委員</u> 【<u>その他</u>】 ・<u>NPO</u> ・<u>ボランティア</u> ・<u>民間団体</u> <p>3. <u>設立準備</u></p> <p>(1) <u>準備会、勉強会の開催</u></p> <p><u>関係機関によって、地域協議会に対する期待やイメージは、当初ば</u></p>

改正後	現行
	<p><u>らつきがあるため、地域協議会を設立させるには、事前に十分な協議、調整が必要となる。</u></p> <p><u>なお、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。</u></p> <p><u>このため、地域協議会の中心となる機関（事務局）による準備会や勉強会を開催し、地域協議会運営の骨格部分について協議、調整しておくことが必要である。</u></p> <p><u>(2) 要綱の作成</u></p> <p><u>児福法上、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定めることとされており（児福法第25条の4）、地域協議会の設立に先立ち、この内容を関係機関等と十分に協議、調整しておく必要がある。</u></p> <p><u>また、この内容については、設立運営要綱等として文書化、制度化しておくことが適当である。</u></p> <p><u>要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、①目的、②事業内容、③組織（構成員、要保護児童対策調整機関等）、④運営、⑤守秘義務、⑥事務局等が考えられる。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><u>① 目的</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 児福法上、地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図ることを目的とするものとされている。（児福法第25条の2第1項）</u> <p><u>② 事業内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 児福法上、地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。（児福法第25条の2第2項）</u> <p><u>③ 組織（構成員、要保護児童対策調整機関等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 構成員については、上記2に例示した関係機関等に限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。</u> <u>・ 任意団体（法人格を有しない団体）の構成員については、全て個人の資格で参加することとなることに注意すること。</u> <u>・ 要保護児童対策調整機関の具体的な役割については、第4節の3を参照のこと。</u> <u>・ 実務的な活動をする部会等の設置などを規定することも考え</u> </div>

改正後	現行
	<p>られる。</p> <p>④ 運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば以下のような事項を記載することが考えられる。 ・ 会議の議事は、出席委員の過半数で決する旨 ・ 代表者会議を定期的開催する旨 ・ 必要に応じて個別ケース検討会議を開催する旨 ・ 必要に応じて、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる旨 <p>⑤ 守秘義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員及び構成員であった者には、地域協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない義務がある。(児福法第25条の5) ・ このため、地域協議会の構成員以外の者と連携を図る際には、この義務との関係に留意した対応が必要である。 ・ この義務に違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。(児福法第61条の3) <p>⑥ 事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会の庶務は、〇〇において処理する旨記載することが考えられる。 <p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営について必要な事項は、別に定める旨を記載することが考えられる。 <p>4. 公示</p> <p>(1) 地方公共団体の長は、地域協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない(児福法第25条の2第3項)。</p> <p>(2) 具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域協議会を設置した旨 ② 当該地域協議会の名称 ③ 当該地域協議会に係る要保護児童対策調整機関の名称 ④ 当該地域協議会を構成する関係機関等の名称等 ⑤ 関係機関等ごとの児福法第25条の5第1号から第3号までのいずれに該当するか(「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するか(別))

改正後

現行

を公示することが必要である。
(3) ただし、要保護児童対策調整機関に名簿を設置した場合については、個人資格での参加者（児福法第25条の5第3号の資格で参加している者）については、「〇〇市長が指定する者」という形で公示することが可能であるので、この方法を積極的に活用することとし、原則として個人名を公示することのないようにすることが適当である。①守秘義務を課せられている対象者を特定する必要があること、②守秘義務は構成員及び構成員であった者に課せられていることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても保存しておく必要がある。

(4) なお、「国又は地方公共団体の機関」又は「法人」以外の構成員（児福法第25条の3第3号の資格で参加している者）は、全て個人の資格で参加することとなり、任意団体の構成員という形で参加することはできないので、留意すること。

第3節 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

(1) 地域協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児福法第25条の2第2項）。

(2) 地域協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や地域協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別のケースについて担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。

現在、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについては、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

【代表者会議】

- ・ 地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
- ・ ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するた

改正後

現行

めには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。

・ 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討

② 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価

【実務者会議】

・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

① 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等

② 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討

③ 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握

④ 要保護児童対策を推進するための啓発活動

⑤ 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

【個別ケース検討会議】

・ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。

・ 個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、守秘義務が課せられているので、関係機関等の間で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。

・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

① 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断

② 要保護児童の状況の把握や問題点の確認

改正後	現行
	<p>③ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有</p> <p>④ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有</p> <p>⑤ ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定</p> <p>⑥ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討</p> <p>⑦ 次回会議（評価及び検討）の確認</p> <p>・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。</p> <hr/> <p>(3) 児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる援助者（キーパーソン）をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（別添11参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当である。</p> <p>(4) 市町村の規模や関係機関の多寡等によっては、幅広い関係機関を構成員とし、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた確かな対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。</p> <p>例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。</p> <p>また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児なども含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害などの分科会を設けて対応することも考えられる。</p> <p>(5) 個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、子どもに対する具体的な支援の内容について検討を行うことが適当である。また、個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子</p>

改正後	現行
	<p><u>どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。</u></p> <p><u>(6) 地域協議会は、施設入所中の子どもと保護者等についても、児童相談所や児童福祉施設等と密接な連携を図り、定期的に子どもや保護者の状況を把握しておき、一時帰宅または退所に際しては、関係者の対応を十分協議する。</u></p> <p><u>(7) また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となってしまった子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に発見し、必要な支援を行うことも期待される。</u></p> <p><u>(8) 出生前であっても、要保護児童として支援が見込まれるケースについては、地域協議会の対象ケースとし、個別ケース検討会議を開催して出生後の対応を検討する。</u></p> <p><u>2. 相談から支援に至るまでの流れ</u></p> <p><u>個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。(別添12参照)</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><u>【相談、通報受理】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通報は事務局が集約する。</u> <u>・ 事務局は相談、通報内容を相談・通報受付票（別添4参照）に記録する。</u> <u>・ 事務局は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団（学校・保育所等）、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。</u> <p><u>【緊急度判定会議（緊急受理会議）の開催】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 緊急度判定会議を開催。相談・通報受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。</u> <u>・ 緊急度判定会議は、ケースに応じ参加機関を考え、随時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける</u> <u>・ 会議の経過及び結果は、会議録に記載し保存する。</u> <u>・ 緊急の対応（立入調査や一時保護）を要する場合は、児童相談所に通告する。</u> </div>

改正後	現行
	<p>・ <u>緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。</u></p> <p>【調査】</p> <p>・ <u>地域協議会において対応することとされたケースについては、具体的な援助方針等の決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。</u></p> <p>【個別ケース検討会議の開催】</p> <p>・ <u>緊急度判定会議（緊急受理会議）で決定した参加機関を集め、個別ケース検討会議を開催する。</u></p> <p>・ <u>個別ケース検討会議において、支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法、当該ケースに係るまとめ役、次回会議の開催時期などを決定する。</u></p> <p>・ <u>会議の経過及び結果は、会議録に記入し、保存する。</u></p> <p>【関係機関等による支援】</p> <p>・ <u>援助方針等に基づき、関係機関等による支援を行う。</u></p> <p>【定期的な個別ケース検討会議の開催】</p> <p>・ <u>適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針等の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。</u></p> <p>3. 役割分担</p> <p><u>個別ケースごとの関係機関等の役割分担については、それぞれのケースに関する個別ケース検討会議で決定すべき事項であるが、主なものは以下のとおりである。</u></p> <p>【主たる直接援助機能】</p> <p>・ <u>日常的に具体的な場面で子どもや家族を支援する機関（者）</u></p> <p>・ <u>当然ながら、子ども、保護者ともに同じ機関が支援を行うことや、複数の機関が子どもや保護者に対して支援を行うことが考えられる。</u></p> <p>【とりまとめ機能（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業を行う）】</p> <p>・ <u>主たる援助機関等から要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。（会議の招集の実務は地域協議会の事務局が行う場合もある。）</u></p> <p>・ <u>個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連</u></p>

改正後

現行

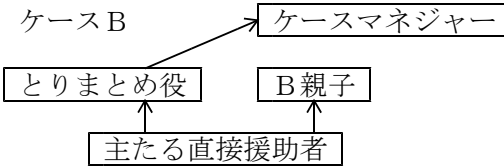
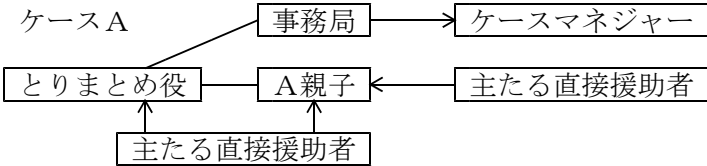
絡調整や情報の整理を行う。

- ・ 主たる援助機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。

【ケースマネジャー機能（危険度の判断等を行う）】

- ・ ケース全体について責任を負い、危険度の判断や支援計画を作り、進行管理を行う。
- ・ 必要に応じて、立入検査や一時保護の権限を有する児童相談所と連携を図りながら対応することが適当である。

役割の例】



	ケース A の場合	ケース B の場合
ケースマネジャー	児童相談所	家庭児童相談室、保健センター
とりまとめ役	事務局 直接援助者の長	事務局
主たる直接援助者	保育士 保健師 教師 児童委員	保育士 保健師 教師 児童委員 その他

改正後

現行

4. 関係機関に対する協力要請

(1) こうした要保護児童等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、地域協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる（児福法第25条の3）。

(2) この協力要請は、地域協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能であるが、この要請に基づき当該関係機関等から地域協議会に対し一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と地域協議会の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に守秘義務が課せられる地域協議会の構成員なることについても要請することが適当である。

(3) なお、医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられているが、要保護児童の適切な保護を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられる。

(4) また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。（個人情報保護法第16条及び第23条）

(5) しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児福法第25条の3に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと考えられる。

第4節 要保護児童対策調整機関

1. 趣旨

多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするといった責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関（以下単に「調整機関」という。）を置くこととした。

2. 調整機関の指定

地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関

改正後	現行
	<p><u>係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する（児福法第25条の2第4項）。</u></p> <p><u>要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に関係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童家庭相談体制の実情等による。</u></p> <p><u>3. 業務</u></p> <p><u>(1) 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う（児福法第25条の2第5項）。</u></p> <p><u>(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。</u></p> <p><u>① 地域協議会に関する事務の総括</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備</u> <u>・地域協議会の議事運営</u> <u>・地域協議会の議事録の作成、資料の保管等</u> <u>・個別ケースの記録の管理</u> <p><u>② 支援の実施状況の進行管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・関係機関等による支援の実施状況の把握</u> <u>・市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳（別添11参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う。</u> <p><u>③ 関係機関等との連絡調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）</u> <u>・特に、対象ケースが生活保護世帯であって必要な場合には、福祉事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情報交換・共有を行う。</u> <p><u>第5節 守秘義務</u></p> <p><u>1. 趣旨</u></p> <p><u>地域協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童の適切な保護を図るためのものであり、地域協議会の構成員及び構成員</u></p>

改正後	現行
	<p><u>であった者は、正当な理由がなく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(児福法第25条の5)。</u></p> <p>2. <u>守秘義務の適用範囲</u></p> <p>(1) <u>この守秘義務の適用範囲は、地域協議会を構成する関係機関等の種別に応じて以下のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【国又は地方公共団体の機関である場合】</p> <p>① <u>守秘義務の対象</u> <u>当該機関の職員又は職員であった者</u></p> <p>② <u>具体的な関係機関等の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国の機関</u> ・ <u>地方公共団体の児童福祉等主管部局</u> ・ <u>児童相談所、福祉事務所、保健所・市町村保健センター</u> ・ <u>警察署、法務局</u> ・ <u>教育委員会</u> ・ <u>地方公共団体が設置する学校</u> <p>【法人である場合】</p> <p>① <u>守秘義務の対象</u> <u>当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者</u></p> <p>② <u>具体的な関係機関等の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療機関の設置主体である医療法人</u> ・ <u>児童福祉施設の設置主体である社会福祉法人</u> ・ <u>私立学校の設置主体である学校法人</u> ・ <u>社会福祉協議会（社会福祉法人）</u> ・ <u>弁護士会</u> ・ <u>法人格を有する医師会、歯科医師会、看護協会等</u> ・ <u>NPO法人</u> <p>【上記以外の場合】</p> <p>① <u>守秘義務の対象</u> <u>地域協議会を構成する者又はその職にあった者</u></p> <p>② <u>具体的な関係機関等の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>里親</u> ・ <u>民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員</u> ・ <u>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士</u> </div>

改正後	現行
<p>第4章 関係機関との連携 第1節 関係機関との連携の重要性 (1)～(4) (略)</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社会福祉士</u> ・ <u>精神保健福祉士</u> ・ <u>カウンセラー（臨床心理士等）</u> ・ <u>人権擁護委員協議会、人権擁護委員</u> ・ <u>ボランティア</u> ・ <u>NPO（法人格を有しないもの）</u> </div> <p>(2) <u>市町村や都道府県といった地方公共団体自身が地域協議会の構成員となった場合には、児童福祉担当部局に限らず、要保護児童の適切な保護に業務上直接的な関連を有しない部局の職員にまで守秘義務が及ぶこととなる。</u> <u>このため、児童福祉担当部局や教育委員会といった地方公共団体の機関については、こうした機関単位で構成員となることが適当である。</u></p> <p>(3) <u>また、法人格を有さない任意団体については、その会長のみが構成員になる場合は、当該団体の役職員は構成員とならないため、守秘義務がかからない。このため、このような場合は、当該任意団体の役職員すべてを、それぞれ個人として、構成員にすることが適当である。</u></p> <p>3. <u>罰則</u> <u>守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる（児福法第61条の3）。</u></p> <p>第6節 <u>その他</u></p> <p>(1) <u>現在、市町村において取組みが進みつつある虐待防止ネットワーク（参考事例：別添13参照）については、地域協議会に移行することが適当である。</u></p> <p>(2) <u>地域協議会を構成する関係機関等の意識の共有を図る観点から、地域協議会において相談援助活動に関するマニュアル等を作成するなどの取組みも有効であると考えられる。</u></p> <p>第5章 関係機関との連携 第1節 関係機関との連携の重要性 (1) <u>相談援助活動を行うに当たり、市町村と都道府県（児童相談所など）との緊密な連携・協力を確保していくことは当然必要であるが、子ど</u></p>

改正後	現行
<p>(5) このため、平成16年児福法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う地域協議会を置くことができることとされた。</p> <p>(6) <u>平成19年児童虐待防止法改正法により、地域協議会の設置が努力義務とされた。</u>こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童等への対応に効果的であることから、各市町村においては積極的な設置（任意設置の虐待防止ネットワークからの移行も含む。）と活動内容の充実が求められている。</p> <p>(7) <u>地域協議会の設置及び運営については、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月25日雇児発第022500</u></p>	<p>もや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、発達障害者支援センター、児童福祉施設、里親、児童委員、児童家庭支援センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、社会福祉協議会等福祉分野の機関のみならず、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、医療機関、学校、教育委員会、警察、法務局、人権擁護委員、民間団体、公共職業安定所等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。</p> <p>(2) こうした関係機関の円滑な連携を図るためには、これらの機関の機能や仕組及び関連制度等についての的確に把握するとともに、児童相談所の機能や仕組等についても関係機関の理解を求める等、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要である。</p> <p>(3) 複数の機関が連携しながら相談援助を進める場合、ケースの進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、特定の機関が責任をもって把握、分析、調整等（ケースマネジメント）を行う必要があるが、どの機関がこれを行うのか常に明らかにしておく必要がある。</p> <p>(4) 特に、近年子どもに対する虐待が増加しているが、虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多いことから、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的対応を図ることが極めて重要である。</p> <p>(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う地域協議会を置くことができることとされた。</p> <p>(6) <u>地域協議会の設置は義務付けられていないが、こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であることから、その法定化等の措置が講じられたものであり、各市町村においては積極的な設置と活動内容の充実が求められている。</u></p>

改正後	現行
<p><u>1号)</u>による。 <u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>第2節 都道府県（児童相談所）との関係 1. 児童相談所の概要 (1) (略)</p>	<p><u>(7)</u> また、虐待の早期発見については、平成16年児童虐待防止法改正法により、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされるとともに、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。</p> <p>これを踏まえ、関係機関等に対し平成16年児童虐待防止法改正法の内容を周知するとともに、虐待の早期発見のため、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。</p> <p><u>(8)</u> なお、個々のケースに関して他の機関に紹介する等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意しながら、子どもの最善の利益を考慮した対応を図る。</p> <p><u>(9)</u> また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。</p> <p><u>(10)</u> 関係機関等から個別のケースに関する情報提供を求められた場合には、文書によるやりとりを基本とするなど、プライバシーの保護に十分配慮しながら、協力する。</p> <p><u>(11)</u> なお、市町村は、児童福祉の理念に基づいた地域行政の推進の観点から、児童家庭相談業務から得られた知見を関係機関等に対し、積極的に提供することが期待されているところである。</p> <p>第2節 都道府県（児童相談所）との関係 1. 児童相談所の概要 (1) 所掌事務 ア 基本的機能 (ア) 市町村援助機能 市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（児福法第12条第2項） (イ) 相談機能 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、</p>

改正後	現行
<p>(2) 設置状況 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県（指定都市を含む。）に設置義務が課されている。（児福法第12条、第59条の4、地方自治法第156条別表5） また、平成16年児福法改正法により、平成18年4月からは、中核市程度の人口規模(30万人以上)を有する市を念頭に、政令で指定する市（児童相談所設置市）も、児童相談所を設置することができることとされた。（児福法第59条の4第1項）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能（児福法第12条第2項）</p> <p>(ウ) 一時保護機能 必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（児福法第12条第2項、第12条の4、第33条）</p> <p>(エ) 措置機能 子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能（児福法第26条、第27条（児福法第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）</p> <p>イ 民法上の権限 親権者の親権喪失宣告の請求、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。（児福法第33条の6、第33条の7、第33条の8）</p> <p>ウ その他児童相談所は地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。</p> <p>(2) 設置状況 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県（指定都市を含む。）に設置義務が課されている。（児福法第12条、第59条の4、地方自治法第156条別表5） また、平成16年児童福祉法改正法により、平成18年4月からは、中核市程度の人口規模(30万人以上)を有する市を念頭に、政令で指定する市（児童相談所設置市）も、児童相談所を設置することができることとされた。（児福法第59条の4第1項）</p> <p>(3) 職員配置 児童相談所には、児童福祉司、精神科医、児童心理司等の職員が配置されている。</p>

改正後	現行
<p>2. 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担・連携 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担については、第1章第2節市町村における児童相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）を参照のこと。具体的な役割分担・連携については、以下のとおりである。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>児童相談所長（都道府県知事）への通知</u> 市町村（福祉事務所を設置していない町村を除く。）は、<u>要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、児福法第25条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長（都道府県知事）に通知すること。（児福法第25条の7第1項第3号）</u> また、福祉事務所を設置していない町村は、<u>要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長（都道府県知事）に通知すること。（児福法第27条の7第2項4号）</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p>	<p>2. 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担・連携 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担については、第1章第2節市町村における児童相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）を参照のこと。具体的な役割分担・連携については、以下のとおり。</p> <p>① 児童相談所への送致 児福法第27条の措置を要すると認められる者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、市町村から児童相談所に送致する（児福法第25条の7第1項第1号、第2項第1号）。</p> <p>なお、児童相談所に送致したケースについても、引き続き、市町村が実施する保健サービスや一般の子育てサービス等が必要である場合や、児童相談所の措置後に市町村が中心となって対応することとなる場合もある。このため、市町村は、児童相談所と十分に連携を図り、協働して支援をしていくことが重要である。</p> <p>② 保育の実施等 市町村は、助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施が適当であると認める者として、児童相談所長から市町村の長に報告又は通知がなされるケースに対応する（児福法第26条第1項第4号）。</p> <p>③ 障害児への支援 市町村は、児童居宅支援の提供が適当であると認める者として、児童相談所長から市町村の長に報告又は通知がなされるケースに対応す</p>

改正後	現行
<p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p>	<p>る(児福法第26条第1項第5号)ほか、障害児保育事業又は障害児通園事業(障害児デイサービス事業)を実施する。</p> <p>④ 子育て支援事業 市町村は、里親に委託しているケースにおける子育て支援事業等の活用に協力する。</p> <p>⑤ 乳幼児健康診査 市町村は、自ら実施した1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、精神発達面に関して精密に健康診査を行う必要のある子どもについては、児童相談所に精密健康診査を依頼することができる。 市町村は、児童相談所による専門的な助言・指導が必要と思われる在宅の子ども、保護者等については、児童相談所と連携を図りつつ、事後指導を行う。</p> <p>⑥ 見守り、フォローアップへの協力 市町村は、児童相談所が援助している虐待ケースや施設を退所した子ども等の見守りやフォローアップに協力する。</p> <p>⑦ 棄児 市町村は、児童相談所からの申し出を受け、棄児に対する新たな戸籍作りや国籍取得に協力する。</p>
<p>第3節 福祉事務所(家庭児童相談室)との関係</p> <p>1. 福祉事務所の概要</p> <p>(1) 所掌事務</p> <p>福祉事務所は、その管轄する地域の住民の福祉を図る行政機関であり、福祉六法(生活保護法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児福法)に基づく事務を行う。</p> <p>児福法において、都道府県の設置する福祉事務所は要保護児童の通告機関とされ、通告・送致を受けた子ども等について当該福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる等の業務を行うこととされている。</p> <p>なお、福祉事務所は都道府県及び市が設置義務を負い、町村は任意設置となっている。</p>	<p>第3節 福祉事務所(家庭児童相談室)との関係</p> <p>1. 福祉事務所の概要</p> <p>(1) 所掌事務</p> <p>福祉事務所は、その管轄する地域の住民の福祉を図る行政機関であり、福祉六法(生活保護法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児福法)に基づく事務を行う。</p> <p>児福法において、都道府県の設置する福祉事務所は要保護児童の通告機関とされ、通告・送致を受けた子ども等について当該福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる等の業務を行うこととされている。</p> <p>(2) 設置状況</p> <p>福祉事務所は都道府県及び市が設置義務を負い、町村は任意設置となっている。平成15年4月現在で福祉事務所総数は1,212カ所であり、その内訳は都道府県の設置するもの333カ所、市の設置するもの875カ</p>

改正後	現行
<p>(2) (略)</p> <p>2. 家庭児童相談室の概要 福祉事務所には、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、家庭児童相談室が設置されている。</p> <p>3. 主な連携事項及び留意点 (1) 平成16年<u>児福法改正法</u>により、平成17年4月から、 ① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村に積極的な取組みを求めつつ、 ② 都道府県（児童相談所）の役割を、専門性の高い困難なケースへの対応や市町村の後方支援に重点化し、 全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。 (2)～(3) (略)</p> <p>(4) さらに、平成19年<u>児童虐待防止法</u>により、平成20年4月から、<u>福祉事務所の長は、通告児童について、必要があると認めたときは、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長（都道府県知事）に通知することとされている。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p><u>所、町村の設置するもの4カ所となっている。</u></p> <p>(3) <u>職員配置</u> 福祉事務所には、現業員（要援護者の家庭訪問、面接、資産等の調査、措置の必要の有無とその種類の判断、生活指導等を行う職員）、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の職員が配置されている。</p> <p>2. 家庭児童相談室の概要 福祉事務所には、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、<u>全国約980カ所に家庭児童相談室が設置されている。</u></p> <p>3. 主な連携事項及び留意点 (1) 平成16年<u>児童福祉法改正法</u>により、平成17年4月から、 ① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村に積極的な取組みを求めつつ、 ② 都道府県（児童相談所）の役割を、専門性の高い困難なケースへの対応や市町村の後方支援に重点化し、 全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされた。 (2) このため、市の設置する福祉事務所は、市における児童家庭相談体制の一翼を担うと考えられ、他方、都道府県の設置する福祉事務所は、町村の後方支援や都道府県の担う専門的な相談を児童相談所とともに担うことが考えられる。 (3) このほか、児福法において福祉事務所は、児福法第22条、第23条に規定する助産施設、母子生活支援施設への措置を行うこととされている。</p> <p>(4) 福祉事務所における家庭児童福祉の充実・強化を図るために、家庭児童相談室が福祉事務所内に設置されており、特に、家庭児童相談室との連携には十分留意する。両者の関係については、昭和39年4月22日児発第360号「家庭児童相談室の設置運営について」による。</p> <p>(5) 生活保護世帯であって必要な場合には、福祉事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情</p>

改正後	現行
<p>第4節 学校、教育委員会等との関係 (略)</p>	<p>報交換・共有を行うこと。</p> <p>第4節 学校、教育委員会等との関係</p> <p>1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係</p> <p>(1) 市町村は、非行や虐待を受けている子ども等要保護児童の通告が早期に図られ、適切な援助活動ができるよう日頃から学校との連携を十分図っておくことが重要である。</p> <p>(2) 学校から通告又は相談を受けた場合は、業務の流れ等について十分説明を行うとともに、市町村、学校それぞれの役割分担を明確にする。特に、学校を通じて保護者や子ども等に市町村への相談を勧める場合は、あらかじめ学校が保護者や子ども等に市町村の役割や業務の流れ等について十分説明し、保護者や子ども等からの同意を得られるよう、市町村は学校に対して積極的に協力する。</p> <p>(3) 相談援助活動の一環として担当者が学校を直接訪問する場合は、原則としてその趣旨等を子どもや保護者等に説明し同意を得た上で、学校長、教頭、担任教師、生徒指導主事、スクールカウンセラー等と面談等を通じて共通理解を図る。相談援助活動を行うに当たっては、市町村と学校それぞれの役割分担を明確にするとともに、担当教師等との協力の下進める。</p> <p>(4) 市町村は、虐待を受けている子どもについては、児童相談所、学校等と協議を行い、複数の関係機関等の協力による援助が必要な場合には、地域協議会などで援助方針について協議を行うなど、円滑な機関連携、援助の一貫性等が確認されるための体制を整えておくこと。</p> <p>(5) 同様に、市町村は、非行、不登校等の行動上の問題を有する子どもについても、児童相談所、警察、学校等との十分な協議を行い、必要な場合には一貫した組織的支援が行なえる体制を整えておくこと。</p> <p>(6) 市町村は、障害児等に対する相談援助活動においては、地域の盲学校、聾学校、養護学校又は小学校、中学校等と十分連携を図り、障害児の今後の生活全体を視野に入れた援助方針を提供し、一貫した援助が行われるよう配慮すること。</p> <p>2. 教育委員会等との関係</p> <p>(1) 市町村は、児童相談所に協力して、児福法第27条第1項第3号の措置に伴い転校が必要となる子どもの手続きについて、できるだけ速やかに行えるよう教育委員会と連携を図ること。</p> <p>(2) 市町村は、子どもの適切な就学指導等を行なうために設置される就</p>

改正後	現行
<p>第5節 保育所との関係 (略)</p> <p>第6節 保健所・市町村保健センターとの関係 1. 保健所の概要 (1) 設置状況 保健所は、地域保健法（昭和22年法律第101号）により、都道</p>	<p>学指導委員会と十分な連携を図り、児童福祉の観点から意見等を述べる。また、資料の提出等を求められた場合において、児童福祉の観点から必要と認められるときには、子どもや保護者等の同意を得て行う。</p> <p>(3) 市町村は、教育委員会が行う教育相談に必要なに応じ協力する等十分な連携を図る。</p> <p>(4) 教育相談所は、就学上の問題や悩み等について幅広く相談を受け付けているので、子どもについて、不登校やいじめ、友達ができない、うまく遊べないなど、就学や家庭養育等に関し問題がある場合には、市町村は教育相談所とよく連携を図ること。</p> <p>第5節 保育所との関係</p> <p>(1) 保育所では、登園時や保育活動中などあらゆる機会に児童虐待の早期発見が可能であることから、日頃から保育所との連携を密にし、要保護児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。）の通告が早期に図られるよう体制を整えておく。</p> <p>(2) 保育所から通告又は相談を受けた場合は、市町村の業務の流れ等について十分説明を行うとともに、市町村、保育所それぞれの役割分担を明確にする。特に、保育所を通じて保護者等に市町村への相談を勧める場合は、あらかじめ保育所が保護者等に市町村の役割や業務の流れ等について十分説明し、同意を得るよう保育所の協力を求める。</p> <p>(3) 市町村は、保育所と協力して育児負担の軽減など保護者の子育てを支援する姿勢で接するものとする。</p> <p>(4) また、市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされている（児童虐待防止法第13条の2第1項）。</p> <p>保育所にこの規定の趣旨を十分に説明するなど、保育所の理解も得ながら適切に対応されたい。なお、具体的な取扱いについては、「保育所の入所等の選考の際における特別の支援を要する家庭の取扱いについて」（平成16年8月13日 雇児発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</p> <p>第6節 保健所・市町村保健センターとの関係 1. 保健所の概要 (1) 設置状況 保健所は、地域保健法（昭和22年法律第101号）により、都道府県、</p>

改正後	現行
<p>府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区によって設置される。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保健所の業務 ア (略)</p>	<p>指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区によって設置される。<u>その数は、平成16年4月1日現在、都道府県433、政令市115、特別区23、合わせて571か所である。</u></p> <p>(2) 職員配置 保健所には、医師、薬剤師、獣医師、保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等の職員が配置されている。</p> <p>(3) 保健所の業務 ア 地域保健法における保健所の業務 保健所は、対人保健サービスのうち広域的に行うサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健サービス等を実施する第一線の総合的な保健衛生の行政機関で、次に掲げるような業務（③については、都道府県の設置する保健所に限る。）を行っている。</p> <p>① 次に掲げる事項に関する企画、調整、指導及びこれらに必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 ・ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 ・ 栄養の改善及び食品衛生に関する事項 ・ 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項 ・ 医事及び薬事に関する事項 ・ 保健師に関する事項 ・ 公共医療事業の向上及び増進に関する事項 ・ 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項 ・ 歯科保健に関する事項 ・ 精神保健に関する事項 ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 ・ エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項 ・ 衛生上の試験及び検査に関する事項 ・ その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項 <p>② 地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要があるときに行われる次に掲げる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及

改正後	現行
<p>イ 児福法における保健所の業務 児福法において、保健所は次の業務を行うこととされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童の保健・予防に関する知識の普及 ② 児童の健康相談、健康診査、保健指導 ③ 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたる療養を必要とする児童に対する療育指導 ④ 児童福祉施設に対する栄養の改善その他衛生に関する助言 <p>また、平成16年児福法改正法により、児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができることが明記された。</p> <p>2. 市町村保健センターの概要</p> <p>(1) 設置状況 市町村保健センターは、地域保健法により、地域住民に身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点として、市町村に設置することができる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>び活用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと ・ 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと <p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること <p>③ 所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関する市町村相互間の連絡調整、及び市町村の求めに応じた技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助</p> <p>イ 児福法における保健所の業務 児福法において、保健所は次の業務を行うこととされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童の保健・予防に関する知識の普及 ② 児童の健康相談、健康診査、保健指導 ③ 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたる療養を必要とする児童に対する療育指導 ④ 児童福祉施設に対する栄養の改善その他衛生に関する助言 <p>また、平成16年児童福祉法改正法により、児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができることが明記された。</p> <p>2. 市町村保健センターの概要</p> <p>(1) 設置状況 市町村保健センターは、地域保健法により、地域住民に身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点として、市町村に設置することができる。その数は、平成14年度末現在2,543か所である。</p> <p>(2) 職員配置 市町村保健センターには、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等が配置されている。</p> <p>(3) 業務 市町村保健センターは、次に掲げるような業務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健康相談 ② 保健指導 ③ 健康診査 ④ その他地域保健に関し必要な事業